料金表

通則

(消費税相当額の加算)

1 第 64 条 (定額制の網使用料の支払義務) から第 68 条 (手続費の支払義務) までの規定、第 95 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額 (当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。) に消費税相当額を加算した額とします。

(適用欄の取扱い)

2 接続申込者は、この料金表の適用によらない接続を要望する場合は、第 11 条 (事前調査の申込み) に規定する事前調査の申込みを行うものとします。

第1表 接続料金

第1網使用料

1 滴用

1 適用	
区 分	内容
(1) 網使用料の適用対	網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる
象	■基本的な接続機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項に規定する標準的な接続
	箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。
	以下同じとします。)、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送
	等機能に適用します。
	ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありませ
	ん。
	ア 番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能
	イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能
	ウ 番号案内サービス接続機能
	エ 標準信号方式対応機能
	オ 加入者交換機機能メニュー (加入者交換機においてサービスを構成するため
	の細分化された共通的な機能を汎用的に利用できるようメニュー化したものを
	いいます。以下同じとします。)利用機能
(2) 当社が利用者料金	別表 2 (接続形態) 第 2 表において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態
の額を設定する接続	に係る網使用料については、この料金表の規定にかかわらず、協定事業者はその
形態に係る網使用料	支払いを要しません。
の適用	
(3) セットアップ付秒	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通信機能及び
課金の適用	リルーティング通信機能に係る料金については、1通信ごとの料金額及び1秒ご
	との料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。
(3)-2 事業法第33条	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄、第8欄及び第11欄、2-3、2-4、2-
第5項の機能に係る	│ 5 − 1 、2 − 5 − 2 及び 2 − 5 − 2 の 2 、 2 − 7 、 2 − 11第 1 欄から第 4 欄及び │
網使用料の適用年度	第6欄並びに2-13第3欄に規定する機能に係る料金額は、令和6年度に適用し
	ます。
(4) 公衆電話発信機能	ア 公衆電話発信機能を利用した場合には、その料金に併せて2 (料金額) 2-
の適用	2第1欄に規定する加入者交換機能に係る料金の支払いを要するものとします。
	ただし、公衆電話発信機能を市内通信機能と併せて利用する場合は、加入者交
	換機能に替えて2-11第1欄に規定する市内通信機能に係る料金の支払いを要
	するものとします。
	イ 2 (料金額) 2-10-1第1欄に規定する機能については、2-10-1に掲
	げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。
(5) 機能ごとの網使用	ア 協定事業者は、2 (料金額) 2-8 (第4欄及び第5欄を除きます。) 又は2
料の適用の特例	-11(第12欄から第20欄を除きます。)に規定する機能を利用したときは、その
	利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しま

せん。 イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。)、2-4第 4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2、2-7の3、2-7 の4、2-7の5、2-13第2欄(ウ欄を除きます。) 又は2-13第4欄ウ 欄に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することと します。 (7) 2-2第9欄ア(7)欄及び第10欄ア(ウ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13 第2欄工欄 (イ) 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(ア)欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2 並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄 (ウ) 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(ア)欄、2-4第1欄、2-4の2、2 -7の2並びに2-13第2欄ア欄 (I) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(ウ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第 2欄工欄 (オ) 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(ア)欄、2-4第4欄工欄、2-7の2、 2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄及 び第4欄ウ欄 (カ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(ア)欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並 びに2-13第2欄ア欄又はイ欄 (キ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(ア)欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄 (ケ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(ア)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、 2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄及 び第4欄ウ欄 (6) 特定機能の提供に 協定事業者は、2(料金額)2-7又は2-8に規定する機能(以下「特定機能」 係る特定協定事業者 といいます。)を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能 の網使用料の適用の を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能 特例 に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分につい ては支払いを要しません。 (7) 役務区間単位料金 利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合ディジタル通信 による接続専用回線 サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス等に係る 等に係る料金の適用 料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払 うものとし、協定事業者は2(料金額)2-1-1-1第2欄から第4欄、2― 1の2又は2-6に掲げる網使用料の支払いを要しません。 (8) 端末回線伝送機能 2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる に係る料金の適用 方法により適用します。 ア 端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄及び2-1-1-2第1欄に限り ます。以下第12欄までにおいて同じとします。)については、専用サービス契約 約款に規定する線式等の区別に準じて基本料及び加算料を適用します。 イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第2表第1(エ 事費) 2-1第13欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能(2) - 1 - 1 - 1 第 3 欄に限ります。) については、2 (料金額) 2 - 1 - 1 - 1に 掲げる料金額に2-1-1-2第1欄ア欄又はイ(ア)欄に掲げる料金額を加えた 額を適用します。 ウ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能については、2-1 - 1 — 1 に掲げる料金額に2— 1 — 1 — 2 第 1 欄イ(イ) 欄に掲げる料金額を加え た額を適用します。 エ 回線終端装置を利用する場合については、第1表(接続料金)第2(網改造 料) 1-1 (網改造料の対象となる機能)第6968欄を適用するときを除き、2

(料金額) 2-1-1に掲げる料金額に2-1-2第1欄に掲げる料金額を加

えた額を適用します。

75

- オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア(ア)欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。
- カ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2 欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア) ③欄又は(イ) C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア) ②欄若しくは③欄又は(イ) B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。
- キ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2 欄ウ(ア)欄又は(イ)欄に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときの1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号端末回線は、2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄を適用する場合は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄を適用する場合は8を限度とします。
- ク 光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2 (料金額) 2-1-1-1第6欄に掲げる料金額に2-1-1-2第3欄第4欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合に限ります。)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-1-1-2第3欄第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
- ケ 2 (料金額) 2-1-1-1第6 欄ア欄に規定する機能について、2-1の 3に規定する機能を一体として利用する場合にあっては、2-1-1-1第6 欄ア(ア)欄に掲げる料金額を適用します。
- コ 2 (料金額) 2-1-1-1第7 欄に規定する機能については、協定事業者は、その利用する同欄の機能に係る全ての回線について同一の選択(同欄ア欄又はイ欄のいずれかの選択をいいます。)をすることを要します。
- サ 2 (料金額) 2-1-1-1第4欄イ欄に規定する機能については、第64条 (定額制の網使用料の支払義務)の規定にかかわらず、第37条の2 (DSL回線の回線調整工事)第2項又は第3項の規定により、DSL回線の回線収容替えを行って第2群(収容に係る利用制限が設けられているものに限ります。)の 伝送システムを用いるDSL回線をカッド内に単独収容する場合は、その回線 収容替えを実施した日からその日を含む月の末日までの間、従前の機能に係る料金を適用します。

シ 削除

ス~セソ 削除

y 夕 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(r)③欄又は(r)0 欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(r)0 欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(r)②欄若し

76

- くは③欄又は (Λ) B欄若しくは (Λ) B欄若しくは (Λ) 0 欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について (Λ) 0 間に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について (Λ) 0 間に規定する基本料を適用します。
- タ 2 (料金額) 2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる加算料については、左欄に掲 <u>げる料金額を適用します。ただし、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定</u> <u>を準用する場合は、左欄に掲げる料金額に代え、右欄に掲げる料金額を適用する</u> ものとします。
- チ 2-1-1-1第4欄ア(イ)欄及びイ(イ)欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同ーになるものを適用します。
- ツ削除
- テ 削除
- ト 2 (料金額) 2-1-1-1 第9 欄に掲げる料金額は、当社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス (相互接続点と端末設備等との間に限った通信に係るものに限ります。以下この料金表において同じとします。) の品目の区分に応じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
- ナ 2 (料金額) 2-1-1-1 第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。
- 二 第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、カの規定にかかわらず、2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2の2に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。
- ヌ 第34条の13第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、2(料金額)2-1-1-1の2に規定する機能については、2-1-1-1の2に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。
- ネ 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して3年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について2(料金額)2-1-1-1(基本料)第6欄イ欄又は2-1-1-2(加算料)第2欄イ欄に規定する料金額を適用します。
- ノ 2 (料金額) 2 1 1 1 第 2 欄ウ(イ)欄に規定する機能について、保守用 光信号主端末回線収容装置(光信号主端末回線収容装置の冗長化を可能とする ものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合は1光信号伝送装置ごと の料金額、1保守用光信号主端末回線収容装置ごとの料金額及び光信号主端末 回線収容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端末回線 収容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を、保守用光信号主端末回線 収容装置を利用しない場合は1光信号伝送装置ごとの料金額及び光信号主端末 回線収容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端末 回線収容装置ごとの料金額にその光信号伝送装置に設置する光信号主端末 収容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。これらの場合 において、1の光信号伝送装置に設置できる光信号主端末回線収容装置は15を、 保守用光信号主端末回線収容装置は1を限度とします。

(8)-2 加入者交換機機 着信課金番号ポータビリティを行うため、加入者交換機機能メニュー利用機能を

41.	
能メニュー利用機能	利用する場合は、移転先事業者がその支払を要するものとし、その他の場合にお
に係る料金の適用	いて当該機能を利用するときは、別表2第4表(従量制網使用料支払事業者)に
	規定するところによります。
(8)-3 削除	
(8)-4 一般番号ポータ	ア 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金については、2(料金額)2-
ビリティ実現機能に	2第4欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者(この欄において移転先事業者
係る料金の適用	をいいます。)の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号
深る科並の適用	
	数(当社の接続対象地域内における電気通信番号数に限ります。)を協定事業
	者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティに係る電気通信番号数(当社の接
	続対象地域内における電気通信番号数に限ります。) 及び特定端末系事業者と
	協定を締結している電気通信事業者の暦月末日時点の一般番号ポータビリティ
	に係る電気通信番号数(特定端末系事業者の接続対象地域内における電気通信
	番号数に限ります。)の合計 (一般番号ポータビリティの仕組みを利用する当
	社及び特定端末系事業者の音声利用IP通信網サービスに係る電気通信番号数
	を含みます。)で除して算定した比率を乗じて得た額を、各協定事業者に適用
	します。
	しょう。 イ 一般番号ポータビリティ実現機能に係る料金に相当する額については、その
	機能を利用した通信に係る利用者料金を設定する電気通信事業者が負担するこ
	後能を利用した過信に除る利用すれ並を設定する電気通信事業有が負担することとなりますが、当社は、その機能に係る料金について、接続料規則第 15 条
(0) F (0) 0 WIRA	の2ただし書の規定に基づき、アのとおり適用するものとします。
(8)-5~(8)-8 削除	
(8)-9 加入者交換機回	2 (料金額) 2-2第8欄及び2-4第3欄に掲げる網使用料については、2-
線対応部共用機能及	│ 5 − 1 に規定する機能を利用した場合において適用します。
び中継交換機回線対	
応部共用機能に係る	
料金の適用	
(8)-10 携帯・自動車電	2 (料金額) 2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる
話事業者特殊精算機	機能及び2-8第2欄に掲げる機能並びに2-11第1欄及び第2欄に掲げる機能
能に係る料金の適用	を利用した場合において適用します。
(8)-11 一般収容局ルー	ア 2 (料金額) 2-2第10 欄ア(4)欄又はイ(4)欄、2-13第2欄ウ欄及び第4
タ優先パケット識別	欄イ欄については、組み合わせて適用します。
機能及び一般中継系	イ 2-2第10欄ア(4)欄又はイ(4)欄に係る料金については、各協定事業者の適
ルータ交換伝送機能	用事業年度の各月末における見込み契約数(第50条(トラヒック又は回線数等
	用事業年度の各月末における兄込み契約数(第500条(ドブビッグ又は回線数等 の通知)第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいま
に係る料金の適用	
	す。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。
	ウ 2-13第2欄ウ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各
	月における見込み送受信データ量(第50条第3項に基づき、協定事業者が予め
	当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に
	適用します。
(8)-12 一般 I P通信	ア 2 (料金額) 2-13第4欄に係る料金については、協定事業者が利用する IP
網県間中継系ルータ	通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。
交換伝送機能に係る	イ 2 (料金額) 2-13第4欄ア(イ)欄に規定する料金については、下記いずれ
料金の適用	かの相互接続点で接続する場合に適用します。
	(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする
	宮城県内及び山形県内の相互接続点
	(イ)接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点
	(ウ) 接続対象地域を群馬県、新潟県、山梨県及び長野県とする群馬県内及び山梨
	県内の相互接続点
	<u>パパン 旧立 後代点</u> (7) 接続対象地域を京都府とする大阪府内の相互接続点
	(1) 接続対象地域を奈良県、滋賀県、和歌山県、石川県、福井県及び富山県とす
	る兵庫県内の相互接続点

- (ウ) 接続対象地域を岐阜県、三重県及び静岡県とする愛知県内の相互接続点 (I) 接続対象地域を岡山県、山口県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県 及び高知県とする広島県内の相互接続点 (オ) 接続対象地域を熊本県、鹿児島県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎県及び沖 縄県とする福岡県内の相互接続点 (9) 削除 (10) 通信路設定伝送機 2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げ 能に係る料金の適用 る方法により適用します。 ア 通信路設定伝送機能について、分岐回線以外については2-6-1、分岐回 線については2-6-2に掲げる料金額を適用します。 イ 通信路設定伝送機能の基本料については、通信路設定伝送機能を利用する区 間が同一の単位料金区域の場合は2-6-1-1の料金額欄の右欄に掲げる料 金額を、それ以外の場合は同料金額欄の左欄に掲げる料金額を適用します。 ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サー ビスの種類(一般専用サービス(以下「一般専用」といいます。)、高速ディジ タル伝送サービス(以下「高速ディジタル伝送」といいます。))、品目、サービ スクラス(以下「クラス」といいます。)の区別に準じて、また同一の保守の区 別により基本料及び加算料を適用します。 エ 2-6-1-1の料金額欄の左欄に掲げる料金額を適用する場合において、 通信路設定伝送機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合は、2-6-1 - 1の料金額欄の左欄に掲げる料金額に2-6-1-2の料金額欄の左欄に掲 げる料金額を10kmを超える10kmごとに加えた額を適用します。この場合におい て、通信路設定伝送機能を利用する区間の距離は、専用サービス契約約款中回
 - 線距離の測定の規定を準用して測定します。 オ 単位料金区域ごとに当社が別に定める通信用建物と異なる通信用建物において、第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第5欄に規定する箇所で接続する場合は、2-6-1-1に掲げる料金額に2-6-1-2の料金額欄の右欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
 - (10)-2 光信号中継伝送 機能に係る料金の適 用
- ア 一般光信号中継伝送機能に係る基本料については、一般光信号中継伝送機能 を利用する区間の距離に2(料金額)2-5-3-1に掲げる料金額を乗じて 適用します。この場合において、一般光信号中継伝送機能を利用する区間の距 離は一般光信号中継回線のケーブルの長さにより算出します。
- イ 特別光信号中継伝送機能に係る基本料の算定に用いる利用波長数は、当該機能を利用する前月末時点のものとします。また、利用波長数が変動したときには、その事業年度末において必要な精算を行うものとします。
- ウ 光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2 (料金額) 2-5-3-1について上記アを適用して算出した料金額又は2-5-3-2に規定する料金額に2-5-3-3第1欄に掲げる料金額及び第2欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離に第2欄に掲げる料金額を乗じた額(第1欄と同時に適用する場合に限ります。)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合並びに光信号中継回線及び光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-5-3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。

(10)-3 削除

(10)-4 イーサネット フレーム伝送機能に 係る料金の適用

ア 2-6の3に規定するイーサネットフレーム伝送機能の料金については、イに規定する場合を除き、その接続の態様に応じて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-2に掲げる料金額及び2-6の3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-6の3-2の料金額についてはその機能を利用する都道府県の区域(当社が別に定める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。)ごとに、2-6の3-3の料金額についてはその機能を利用する単位料金区域(当社が別に定

める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じと します。)ごとに、それぞれ加えるものとします。 イ イーサネットフレーム伝送機能を利用する区域を、単位料金区域に限る場合 には、その接続の態様に応じて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の 3-3に掲げる料金額をその単位料金区域ごとに加えた額を適用します。 ウ 2-6の3-2又は2-6の3-3に掲げる料金額については、それぞれと組 み合わせて適用する2-1-1-1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信 網サービスの品目である伝送容量の合計値(100Mbit/s を超えて 1 Gbit/s 未満 となる場合には、100Mbit/s 未満の端数を、1 Gbit/s を超えて10Gbit/s 未満と なる場合には、1Gbit/s未満の端数を、1OGbit/sを超えて10OGbit/s未満とな る場合には、10Gbit/s 未満の端数を、100Gbit/s を超えて 1 Tbit/s 未満となる 場合には、100Gbit/s 未満の端数を、1 Tbit/s を超えて10Tbit/s 未満となる場 合には、1 Tbit/s 未満の端数を、10Tbit/s を超える場合には、10Tbit/s 未満 の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。) に応じて 適用します。この場合において、伝送容量の合計値が100Tbit/s を超えるとき は、100Tbit/s の符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した 金額を100Tbit/s を超えた10Tbit/s ごとに加算して適用するものとします。 (11) 臨時専用契約の場 当社の契約者が専用サービス契約約款の規定により臨時専用契約を締結する場合 の通信路設定伝送機能等の料金については、該当する網使用料(加算料を含みま 合の端末回線伝送機 能及び通信路設定伝 す。)の月額の10分の1を日額として適用します。 送機能に係る料金の 適用 (12) 端末回線伝送機能 端末回線伝送機能2-1-1-1第3欄及び通信路設定伝送機能については、専 及び通信路設定伝送 用サービスに準じて該当する機能を組み合わせて適用します。 機能の組み合わせ (12)-2 削除 (12)-3 端末回線伝送 端末回線伝送機能2-1-1-1第9欄及びイーサネットフレーム伝送機能につ いては、その接続の態様に応じて、2-1-1-1第9欄に掲げる料金額に2-機能及びイーサネッ トフレーム伝送機能 6の3に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、これらの 機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理業務等を当社が行う の組み合わせ適用 ために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することを要し ます。 ア 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄又はウ(イ)欄(1Gbit/sまでの符 (13) 端末回線伝送機能 号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)に限ります。)に 及び光信号多重分離 機能の組み合わせ 掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額 を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア(ア)欄に掲げる料金額を、2-1 - 1 - 1 第 2 欄ウ(イ) 欄(10Gbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下「10Gbit/s タイプ」といいます。) に限ります。) に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄 又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の 4 イ欄に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせて適用します。これらの場合にお いて、1の光局内スプリッタ(通信用建物に設置される光信号の多重分離を行 う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数は 4 を、1 の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8 を限 度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数 が4のもの」といいます。)。 また、2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信 号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1 を、2-1-1-1 第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号 主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を 限度とします。 イ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に

80

また、2-1-1-1第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(1)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。

(14) 削除

(15) 共通線信号網利用 機能(イ欄)に係る 料金の適用

- ア 国際系事業者又は中継事業者(特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。)の共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金については、国際系事業者又は中継事業者がその支払いを要するものとし、当社は2(料金額)2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報(当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。)を国際系事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者若しくは中継事業者から受信した時点を1制御信号として当社の機器により測定し算出します。
- イ 特定協定事業者の共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金については、特 定協定事業者がその支払いを要するものとし、当社は2(料金額)2-7に掲 げる1制御信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。
 - (7) 発信側の信号用中継交換機が当社の場合、特定協定事業者がその支払いを要するものとし、ユーザ間情報通知1回ごとの信号数に相当する額
 - (イ) 発信側の信号用中継交換機が特定端末系事業者で着信側の信号用中継交 換機が当社の場合、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、ユー ザ間情報通知1回ごとの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額

(16) 共通線信号網利用 機能(ウ欄)に係る 料金の適用

共通線信号網利用機能(ウ欄)に係る料金については、当社は2(料金額)2-7に掲げる1信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。

- ア 協定事業者が加入者交換機機能メニューを利用するため、当社の信号中継交 換機と接続し当社の共通線信号網を利用する場合は、協定事業者がその支払を 要するものとし、それぞれの信号数に相当する額
- イ 協定事業者が特定端末系事業者の加入者交換機機能メニューを利用するため、 特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合 は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に2分 の1を乗じて得た額に相当する額
- ウ 特定中継事業者のサービスを実現するため、当社と接続して当社の共通線信 号網を利用する場合又は発信側の信号中継交換機が当社の場合は、特定中継事 業者がその支払いを要するものとし、それぞれの信号数に相当する額
- エ 特定協定事業者のサービスを実現するため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合又は発信側の信号中継交換機が特定端末系事業者の場合は、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額
- オ 特定端末系事業者の交換機相互間を利用する場合に当社の共通線信号網を利 用する場合は、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、その信号数 に相当する額
- 力 オ 着信課金番号ポータビリティを行うため、当社の共通線信号網を利用する場合は、移転先事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に相当

	する額 <u>キ カ</u> 着信課金番号ポータビリティを行うため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に2分の1を乗じて得た額に相当する額
(17) 削除	
(17)-2 番号情報データ	番号情報データベース登録機能に係る料金については、当社は2(料金額)2-
ベース登録機能に係 る料金の適用	8第4欄に掲げる料金額を次に掲げる方法により請求します。 ア 協定事業者が番号情報データベース登録機能を利用するため、契約者の番号情報を登録するごとに、協定事業者がその支払いを要するものとします。 イ 当社は、2(料金額)2-8第4欄に掲げる1番号ごとの料金額に、登録された番号情報数を乗じて得た額を請求します。
(17)-3 番号情報データ	番号情報データベース利用機能に係る料金については、当社は2(料金額)2-
ベース利用機能に係る料金の適用	第5 情報 /
	イ 当社は、2 (料金額) 2-8第5欄に掲げる1番号ごとの料金額に、利用された番号情報数(番号情報の利用用途(電話帳掲載又は番号案内に限ります。ただし、自ら利用する場合と他者から業務を受託する場合は区別して取り扱います。) ごとに計算します。) を乗じて得た額を請求します。
	ウ 協定事業者が指定した日に番号情報データベースに登録された番号情報を利用する場合は、当社は2 (料金額) 2-8第5欄イ欄に掲げる料金額に限り適用します。
(18) 削除	
(19) リルーティング通 信機能に係る料金の 適用	リルーティング通信機能に係る料金については、中継事業者がその支払いを要するものとします。
(20) 削除	
(21) リダイレクション 網使用機能に係る料 金の適用	リダイレクション (接続に必要な情報を取得するために、当社の電話網又は総合ディジタル通信網内において通常の通信経路以外に加入者交換機、市外中継交換機及びその間の伝送路設備を使用することをいいます。以下同じとします。)網使用機能に係る料金については、その機能を利用することにより、当社の電話網又は総合ディジタル通信網内の通常の通信経路を使用しない通信が完了する場合についても2(料金額)2-11備考欄に掲げる事業者がその支払を要するものとし、1通信ごとに当社の機器により測定します。
(22) 削除	
(23) DSL回線管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金の適用	DSL回線管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2(料金額)2-1-1-1第4欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄、2-11第23欄第24欄又は第1表(接続料金)第2(網改造料)1(適用)1-1(網改造料の対象となる機能)第70欄第69欄に規定する機能を利用する場合に適用します。
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の 適用	DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2(料金額)2 -1-1-1第4欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄に規定する機能を利用する場合であって、 当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスに おける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用しま す。

(25) 光信号局内伝送機 当社の電気通信設備(光回線設備を除きます。)と他事業者の電気通信設備を接続 能に係る料金の適用 する光信号局内伝送路又は当該光信号局内伝送路を利用する区間若しくは2 (料 金額) 2-1-1-2第3欄第4欄若しくは2-5-3-3に規定する機能に係 る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障 発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路(以下「光 信号局内予備伝送路」といいます。)を利用する場合は、その設置の態様に応じて、 2-11第19欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区 間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合に限りま す。)を加えた額を適用します。 (26) 端末間伝送等機能 ア 端末間伝送等機能は、一般専用(帯域品目のうち放送利用に係るものを除き の料金の適用 ます。)及び高速ディジタル伝送に適用します。ただし、専用サービス契約約款 附則第11条に規定するものを除きます。 イ 端末間伝送等機能の基本額を、専用サービス契約約款に規定する基本額とみ なして、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の 適用について、専用サービス契約約款に規定されている部分を準用します。 この場合において、当社は、長期継続利用に係る端末間伝送等機能を利用し ている協定事業者から、長期継続利用の廃止等があった場合に支払いを要する 額を一括支払いする旨の規定を適用しないよう求める申出があったときは、次 のとおりとします。 (7) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了するのと同時に他の協定 事業者から端末間伝送等機能の利用の申込みがあり、当社がそれを承諾した 場合であって、契約者変更がない場合には、その協定事業者とその他の協定 事業者が同一の者であるものとみなして取り扱うものとします。 (イ) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了するのと同時に当社の契 約約款に基づく契約(専用契約(高速ディジタル伝送サービスに係るものに 限ります。)又はLAN型通信網契約とし、他社料金設定回線に係るものを除 きます。)の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更 がない場合又はその協定事業者が契約者となる場合には、その協定事業者と その契約の申込みを行った者が同一の協定事業者であるものとみなして取り 扱うものとします。 ウ 端末間伝送等機能については、協定事業者は、その利用する機能に係る全て の回線について同一の選択((ア)欄又は(イ)欄のいずれかの選択をいいます。)を することを要します。 エ 回線終端装置を利用する場合は、2 (料金額) 2-12-1 に掲げる料金額に ついて上記イを適用して算出した額に、2-12-2に掲げる料金額を加えた額 を適用します。 (26)-2 削除 (27) 網同期クロック供 ア 当社の網同期クロック供給機能を用いて、協定事業者と他の電気通信事業者 給機能の料金の適用 (当社の網同期クロック供給機能の提供を受けている電気通信事業者及び特定 端末系事業者を除きます。以下この欄において、他の電気通信事業者を「協定 外電気通信事業者」といいます。)間との通信の同期をとる場合には、当該協 定事業者は協定外電気通信事業者の数に1を加えた事業者数分の網使用料の支 払いを要します。ただし、協定外電気通信事業者が当社に網同期クロック供給

- 機能の料金に相当する額を支払う場合はこの限りではありません。
- イ 当社の網同期クロック供給機能の提供を受ける協定事業者(協定外電気通信 事業者を含みます。以下この欄において同じとします。)は、特定端末系事業 者の網同期クロック供給機能の提供を受けるものとします。

(28) 削除

(29) 波長多重機能に係 る料金の適用

- |ア 波長多重機能ア欄に係る料金については、2(料金額)2-1-1-1第2 欄ウ(ア)欄又は(イ)欄に係る料金及び2-1-1-1第6欄ア欄に係る料金と組 み合わせて適用します。
- イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア(ア)欄又はイ

	1							
		4金と組み合わせて適用します。						
(30) 保守の区別	第8欄及び第	月10欄並びに2(料金額)に掲げる保守の区別については、以下のと						
	おりとします。							
	区別	内 容						
	タイプ1	以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、そ						
		の請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理						
		又は復旧に着手するもの						
		ア タイプ1-1						
		保守対応時間が、土日祝日(1月2日、1月3日及び12月29日						
		から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むものとします						
		。以下同じとします。)を除く毎日午前9時から午後5時までの時						
		間であるもの						
		イ タイプ1ー2						
		保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間である						
		もの						
	タイプ2	保守対応時間が限定されていないもの						
(31) 付加機能接続機能		D規定にかかわらず、別表1(接続により提供する機能)の1-2に						
に係る料金の適用		口機能接続機能に係る料金については、協定事業者は網使用料の支払						
	いを要しませ							
(32) 関門系ルータ交換		マ交換機能(IPoE方式で接続する場合に限ります。) イ欄に係る料						
機能に係る料金の適		は、2(料金額)2-4第4欄に掲げる令和6年4月1日時点 <u>(ただ</u>						
用		7) ②欄については当該 I P通信網終端装置の利用が予定される月の						
		<u>」ます。)</u> の I P通信網終端装置 (I P o E方式で接続するものに限り						
		この欄において同じとします。)の設置場所(以下料金表第1表(接続						
		(網使用料)において「設置場所」といいます。) の区分ごとに算定し						
		IPOE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和6年						
		とだし、同欄イ(ア)②欄については当該IP通信網終端装置の利用が						
		月の月末時点とします。)以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等						
		協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
		あります。この場合において、その変動後の額については、料金表第						
		また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回						
	線設備を通し	じて閲覧できるようにするものとします。						

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

				区分					単位	料金額	月額 備考																	
(1)	削除								<u> </u>																			
(2)		端末回	ア~	~イ 削除																								
	線伝送 線を収	容伝置端線りる装び回よ送	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	容伝置端線りをす送及末に伝行る装び回よ送う	ゥ	送 よ は は な は な も の B i t /s タ	(7)	光主回容と合るの号末収置みせとき	1	保守の 区別が タイプ 1-1 のもの	1光信号 主端末回 線収容装 置ごとに	1,372円 1,269円	2-1の 4に係る 料金は含 みませ ん。
		10Gbit/s タイプの		る号回は内リの数光端線光スッ最が信末又局プタ大1の	る号回は内リの 光端線光スッ最 でまりまた	る号回は内リの 光端線光スッ最 の の 大	る号回は内リの 場線光スッ最 のようの の最	る号回は内リの 光端線光スッ最 のようの最大のである。 である。	る号回は内リの 労場 いたのの の の の も の り の り の り の り の り の り の り の	る号回は内リ は大スッ りょく	る岩端 号線 と は 内 リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ	る号回は内リ はネス局プタ の で	る号回は内リ 出端線光スッ のファ	る号回は内リの 光端線光スッ最 のようの最大のである。 である。	2	保守の 区別が タイー2 のもの	1光信号 主端末回 線収容装 置ごとに	1, 372円 1, 269円										
		もの (1 Gbit/s タイ に は ます。)	もの (bit/s タに ま	3	①②以 外のも の	1光信号 主端末回 線収容装 置ごとに	1, 413円 1, 307円																					
		(4	主: 主:	光信号 主端末 回線収 容装置 と組み	1	保守の 区別が タイコ のもの	1 光信号 伝送装置 ごとに	72, 025円 76, 996円																				
						合るのる号回は内リの数6わこで光端線光スッ最がもせとき信末又局プタ大80			1 光信号 主端末回 線収容装 置ごとに	15, 189円 15, 185円																		
							は光局 内スプ リッタ の最大			1保守用 光信号主 端末回線 収容装置 ごとに	12, 491円 13, 440円																	
					(1 Gbit/s タイプ 又は 10Gbit/	2	② 保守の 区別が タイー2 のもの	1光信号 伝送装置 ごとに	72, 025円 76, 996円																			
					sタイプ のも の)		. 3 .,	1 光信号 主端末回 線収容装 置ごとに	15, 189円 15, 185円																			
									1保守用 光信号主 端末回線 収容装置 ごとに	12, 491円 13, 440円																		
l		l	l		l				l		İ																	

					③ ①②以 外のも の	1伝ご 1主線置 1光端収ご 保信末容と 守号回装に 用主線置 1光端収ご 保信末容と 1 円主線置	74, 186円 79, 306円 15, 645円 15, 641円 12, 866円 13, 843円	
(3)	端線機(条準接所1末伝能第(的続)項回送 5標な箇第の	線によ り伝送 を行う	ア 2線 ³ もの	(イ) 保守	の区別がタイプ 1のもの の区別がタイプ 2のもの	1回線ご とに 1回線ご とに	1, 625円 1, 583円 1, 625円 1, 583円	
	- 表 5 接る合の第です				イ) 以外のもの	1回線ご とに	1,674円 1,630円	
			イ 4線式	せのもの		1回線ご とに	3,348円 3,261円	
			ウ 1芯 式の もの	(7) 保守 の区 別が タイ プ1	令和6年4月 1日から令和 7年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	第6欄ア(7) ①A欄に規定 する料金額	
				-1 のも の	令和7年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	第6欄ア(7) ①B欄に規定 する料金額	
				(イ) 保守 の区 別が タイ プ1 ーの の	令和6年4月 1日から令和 7年3月31日 まで適 料金 令和7年4月 1日る料金 用する料金	1回線ご とに 1回線ご とに	第6欄ア(7) ②A欄に規定 する料金額 第6欄ア(7) ②B欄に規定 する料金額	

		(ウ) (ア) (イ) 以外 のも の	令和6年4月 1日から令和 7年3月31日 ま適 第金令和7年4月 1日する料金	とに	第6欄ア(7) ③A欄に規定 する料金額 第6欄ア(7) ③B欄に規定 する料金額	
		エ 2芯 式の もの	(1) (=) (1	① 令和6年4月	1回線ご とに 1回線ご とに	4, 227円 4, 456円 4, 110円 4, 334円
線位 機 () 条	55 を行う (標 機能	外の	外の	① 保守の区別が タイプ1-1 のもの	1回線ご とに	1, 671円 1, 628円
接約) 1 現 1 表 1 欄 続す	(準接所1表1欄続場の第2接る)	第 頁の 中第 - 2 で接 する 合) 3 ①②以外のも 1	1回線ご 1回線ご とに	1, 671円 1, 628円 1, 721円 1, 677円		
			(イ) 電話 重する 場合	① 保守の区別が タイプ1-1 のもの② 保守の区別が タイプ1-2 のもの	1回線ご とに 1回線ご とに	64円 64円 64円 64円

_							
	イ 第2 群の 伝送 シス	(7)(イ)以 外の 場合	1	保守の区別が タイプ1-1 のもの	1回線ご とに	1, 920円 1, 846円	
	テム を用 いる もの (容に		2	保守の区別が タイプ1-2 のもの	1回線ご とに	1, 920円 1, 846円	
	係る 利用限 が設 けら		3	①②以外のも の	1回線ご とに	1, 970円 1, 895円	
	れいもであて、	(イ) 電話	1)	保守の区別が	1回線ご	313円	
	カッドに独容容	電量る場合		タイプ 1 — 1 のもの	とに とに	282円	
	れいもにりす。		2	保守の区別が タイプ1-2 のもの	1回線ご とに	313円	
(4)-2 削除)						
(5) 削除							

(6) 端線機(条準接所 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1 ・1	光号末線(局スリタ信端回 光外プッを	(7) 光設続ジル回備端装回備モュ(線をす置続をす置	① 保の別タプーのの の りません	1日から令和 と 7年3月31日 まで適用する 料金	回線ご	2, 052円 2, 163円 1, 995円 2, 104円	
表中第 1-3 欄で接 続する	含なもに	あっ て、配 線盤に 設置す		用する料金			
場合)	りす)よ1に伝ま。にり芯て送	るをま以じます。)	② 保の別タプーの別タプーの	A 令和6年4月 1 1日から令和 7年3月31日 まで適用する 料金		2, 052円 2, 163円	
	を行 う機 能	に て ル (利用 目 的 と	Ø Ø	B 令和7年4月 1 1日以降に適と 用する料金		1, 995円 2, 104円	
		し信一帯制るをいいますのい	③ ①② 以外 のも の	A 令和6年4月 1 1日から令和 7年3月31日 まで適用する 料金		2,114円 2,228円	
		ま以じますをす合 の同し の用場		B 令和7年4月 1 1日以降に適と 用する料金	回線ご ·に	2, 055円 2, 167円	
		(イ) 光備モシルいフィル	① 保 の 別 が イ 1 ー の も プ 1 の り り り り り り り り り り り り り り り り り り	A 令和6年4月 1 1日から令和 7年3月31日 まで適用する 料金	回線ご :に	2,052円 2,163円	
		タを利 用しな い場合	o o	B 令和7年4月 1 1日以降に適と 用する料金	回線ご :に	1,995円 2,104円	

_		
	② 保の別タプ	A 令和6年4月 1回線ご 1日から令和 7年3月31日まで適用する料金 2,052円 2,163円 2,1
	-2 のも の	B 令和7年4月 1回線ご 1,995円 1日以降に適用する料金 2,104円
	③ ①② 以外 のも の	A 令和6年4月 1回線ご 2,114円 1日から令和 7年3月31日 まで適用する 料金 2,228円
		B 令和7年4月 1回線ご 2,055円 1日以降に適用する料金 とに 2,055円 2,167円
イ 光信号主端末回 線(光局外スプ リッタを含むも のに限りま す。)により1	(ア) 保守 の区 別が タイ プ1	① 令和 6 年 4 月 1 回線ご 1,812円 1 日から令和 7 年 3 月 31日 まで適用する 料金
芯にて伝送を行 う機能	-1 のも の	② 令和 7 年 4 月 1 回線 ご 1,746円 1 日以降に適 用する料金 1,730円
	(イ) 保守 の区 別が タイ プ	① 令和6年4月 1回線で 1日から令和 7年3月31日 まで適用する 料金
	-2 のも の	② 令和 7 年 4 月 1 回線ご 1,746円 1 日以降に適とに 1,730円 用する料金

		(ウ) (ア)(イ)以外 のも の	① 令和6年4月 1日から令和 7年3月31日 まで適用する 料金 ② 令和7年4月	とに 1回線ご	1,863円 1,847円 1,795円	
			1日以降に適 用する料金	اکات ا	1,779円	
タ信回送(条準接所1別は現代前を後第(的続)頃の	が を は に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に で が に で が に で が に で が に で の の に で に で が に で が に で の に で に で に で に で に で に で に に で に で に で に で に で に で に で に で に に で に で に で に で に で に に に に に に に に に に に に に	アイ以外のも		1回線ごとに	総ルス該使料回には、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるで	
1 欄です 接続 合)	E C N の の す に お 者 者 者 き と の 等 び 線 き と の ま り の ま り の ま り の ま り し の ま り し し し し し し し し し し し し し し し し し し	間における (申込書の す。) 及び る連絡調整 わない場合	核協議等者との付ます者との付ます行為に をを定めるとの付ますが をでは、 をでは、 を合い、 を一い を一、 を一、 を一、 を一、 を一、 を一、 を一、 を一、	とに	総ルス該使料回(35すじ合通契当用)線基高にでは対すりでは、10月間では	
(8) 削除		_				
	能		から100Mbit/s 合伝送が可能なも	1回線ご とに	3, 913円 4, 115円	
所) 1 現 表 一 で 損 続する)))))	での符合伝	から1Gbit/s ま 云送が可能なもの	تاح	9, 449円 9, 125円	
場合)			から400Gbit/s 合伝送が可能なも	1回線ご とに	2,515円 2,652円	

区分						単位	料金額	備考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的	光信号 主端末 回線 (光局	ア	保守の区別 がタイプ 1 - 1 のもの	(7)	令和6 年4月 1日か ら令和	1回線ご とに	1,654円 1,616円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
な接続第1 項の第1 で接続第一 で接続	外リをも限りません。				7年31ですま用料金	1回線ご とに		接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
する場 合)	すに1てを機)りに送う					1回線ご とに	-1第6欄 イ(ア)①欄に 規定する料 金額に、	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる
							122円 134円 を加算した 料金額	122円 134円 のうち、 120円 133円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
				(1)	令年1ら8月ま用料 7月か和3日適る	1回線ご とに		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
						1回線ご とに	- 1 第 6 欄 イ(ア)②欄に	接続開始日から、2年 接続開始日から、2年 域上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる
							169円 189円 を加算した 料金額	

		(4)	令年1降用料金	1回線ごとに	令和16年4 月16年1年6年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年	160円181円 のうち、 158円180円 にのみ消費税相当額を
がき	Fの区別 ダイプ 1 2 のもの	(7)	令和6 年4月 16令和 7年3	1回線ご とに 1回線ご	1,654円 1,616円 2-1-1	加算するものとします。 接続開始日から、1年 未満の場合に適用します。 接続開始日から、1年
			月31日 まで適 用する 料金	とに 1回線ご とに	規定する料金額 2-1-1 -1第6欄 イ(イ)①欄に 規定する料	以上2年未満の場合に適用します。 接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通期間にはよりにはよりにはよりにはよりにはよりにはよりにはよりにはよりにはよりにはより
					金額に、 122円 134円 を加算した 料金額	122円 134円 のうち、 120円 133円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
		(1)	令年1ら8月ま用料 1月か和3日適る	1回線ごとに		接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1回線ご とに		接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる
					169円 189円 を加算した 料金額	169円 189円 のうち、 167円 188円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。

	(ウ) 令和8 年4月 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年	1回線ご とに	令月に2 4 4 7 8 8 1 8 1 8 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9	
ウ アイ以外 のもの	(7) 令和6 年4月 1日か ら令和	1回線ご とに	1,701円 1,662円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	7年3 月31日 まで適 用する 料金	1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(ウ)①欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(ウ)①欄に 規定する料 金額に、 125円 138円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
				123円 137円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
	(イ) 令年16年16年17月か和3日適る 月ま用料	1回線ご とに	2-1-1-1-1第6欄イ(か)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1回線ご とに	2-1-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
			174円 194円 を加算した 料金額	174円 194円 のうち、 172円 193円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。

	(ウ) 令年4月 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11	ے ا	月1日以降 に適用する 2-1-1	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる
			164円 186円 を加算した 料金額	

2-1-1-2 加算料

		EZΛ		I × / L	씨 스 호	/
		区分		単位	料金額	備考
(1) 専用 サービス サージ サージ サージ サージ 対象に サージ 対象に サージ 対象に サージ 対象に サージ サージ ものでする。 サージ ものでする。 サージ ものでする。 サージ ものでする。 サージ ものでする。 サージ ものでする。 サージ ものでする。 サージ ものでする。 サージ ものでものでする。 サージ ものでものでする。 サージ ものでものでする。 サージ ものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでも	ア 2線	式のもの		1回線ご とに		
る施設 設置金 担適 がない	イ 1芯 式の もの	の	① 令和6年4月1 日から令和7年 3月31日まで適 用する料金	1回線ご とに	(イ)①欄に規定 する料金額	
場合の加算料			② 令和7年4月1 日以降に適用す る料金	1回線ご とに	(f)②欄に規定 する料金額	
		(イ) 2-1-1- 1第6欄ア欄 に規定する機 能(1芯にて 伝送を行うも	① 令和6年4月1 日から令和7年 3月31日まで適 用する料金	1回線ご とに		
		のをいいます。) に係る もの	② 令和7年4月1 日以降に適用す る料金	1回線ご とに	153円 141円	
	ウ削除	\				

(0)		_		/ - \	NI 41 a	1			<i>7</i> 7	=			007.00	700				
(2)	2 - 1 - 1 -	ア	光信 号分	(7)			屋内配して一	(1)				1 光信号 分岐端末	367円	72円				
	1第2 欄ウ欄 又は第 6欄イ		岐末 線回 係る		戸建て設置されます。	ての され。 シ 設 に 限	建物に る形態 置する りま		o ŧ		•	 回線ごと に	468円					
	欄に規 定する		加算 料		す。) るも0		利用す	2	保守	·のE	別が	1光信号	367円	72円	İ			
	機能の原料		<i>ተ</i> ተ		∂ 0 0				゚プ1		分岐端末 回線ごと に	468円						
								3	1)(2)) LJ Ar	のも	1 光信号	378円	74円	ł			
								9	の) !	0 (01	分岐端末	482円	741 1				
												回線ごと に	102,7					
				(1)	当社	1	当社	Α	保守	⁻ の区	別が	1 光信号	372円	72円	ł			
					の屋配(とて戸光内線主し一建		が置た信分端回設し光号岐末線		タイのも		- 1	分岐端末回線ごとに	471円					
					ての 建物		収容 キャ	_	/m -t				272	70				
					圧扱		イヤ ビ	В				1 光信号 分岐端末	372円	72円				
								置れ形にり置さる態よ設す		ネトにの信分はッ等そ光号岐れ		οŧ		2	回線ごとに	471円		
					るも のに		端末 回線		15.		, _		222	7.4	l_			
							限ま。を用なもりす)利しいの		が容さてるの似等れいも	C	AR ₽	<i>ኒ </i>)もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	383円 485円 	<u>74円</u>		
						2	協定	Α	保守	·の区	別が	1 光信号	367円	72円	l			
							事者設し光号岐末業が置た信分端回			゚プ1		分岐端末 回線ごと に	466円					
							線収	В	保守	·の区	別が	1光信号	367円	72円				
							容 キャ		タイ	゚プ1	-2	分岐端末	466円					
							・ビネトにの信分・・ッ等そ光号岐		のŧ	, ()		回線ごとに						
							端末 回が収 容等	С	ABL	以外 σ.	もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	378円 480円	<u>74円</u>				
							され てる の											

·						
	イ 光号 端回に に係	イプ1-1のも の	① 令和6年4月 1日から令和 7年3月31日 まで適用する 料金	主端末回	1,812円 1,796円	
	る加 算料		② 令和7年4月 1日以降に適 用する料金		1,746円 1,730円	
		(4) 保守の区別がタ イプ1-2のも の	① 令和6年4月 1日から令和 7年3月31日 まで適用する	主端末回	1,812円 1,796円	
			料金 ② 令和7年4月 1日以降に適 用する料金		1,746円 1,730円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のも の	① 令和6年4月 1日から令和		1,863円	
		W)	7年3月31日 まで適用する 料金	線ごとに	1,847円	
			② 令和7年4月 1日以降に適 用する料金		1, 795円 1, 779円	
(3) 削除			-			
(3) (4) 光信号 局内伝 送路を 利用す	送路	用建物内に設置されて に係るもの		とに	403円 273円	
る場合 の加算 料		敷地内にある別の通信 局内伝送路に係るもの	用建物との間の光	1回線ご とに 1 メートル あたり	0.916円 1.295円	
(4) (5) 削除			-			

	Γ:	 区分			単位	料金額	備考
光信号 主端末 回係 係別 算料		保守の区 別がタイ プ1 — 1 のもの	(7)	令和6 年4月 1日か ら令和 7年3	1光信号 主端末回 線ごとに	1,654円 1,616円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				月31日 まで適 用する 料金	主端末回	- 2 第 2 欄	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
						ー2第2欄 イ(ア)①欄に 規定する料 金額に、	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる
						122円 134円 を加算した 料金額	122円 134円 のうち、 120円 133円
			(1)	令和7			にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。 接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に
				平1ら8月ま用料4日令年31です金月か和3日適る			
					主端末回	-2第2欄 イ(ア)②欄に	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる
						169円 189円 を加算した 料金額	169円189円 のうち、 167円188円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
	主端末 回線に 係る加	光信号 ア 主端末 回線に 係る加	主端末 別がタイ 回線に プ1-1 係る加 のもの	光信号 ア 保守の区 主端末 別がタイ 回線に係る加算料 のもの	光信号末 回係がター1 のもの 7月か和3日適る 7月か和3日適る 7月か和3日適る	光信表と 一	光信号 主端末 回線に 係るか

		(ウ)	令年4日に 1降する 用以適る	主端末回	月1日以降 に適用する 2-1-1	接続開始日から、2年 接続開始日から、2年 以通日します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる
					160円 181円 を加算した 料金額	160円 181円 のうち、 158円 180円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
1	保守の区 別がタイ プ1ー2 のもの	(7)	令年1ら7月ま用料 6月か和3日適る	主端末回	1,654円 1,616円 1,616円 2-1-1 -2第2欄 イ(1)①欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				主端末回	-2第2欄	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
					11 I AL UK	のっち、 120円 133円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。

(イ) 令年1ら8月ま用料 7月か和3日適る	1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(小)②欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
	1 光信号 主端末とに	2-1-1-2第2欄 イ(分)②欄に 規定する料金額に、	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる
		169円 189円 を加算した 料金額	169円 189円 のうち、 167円 188円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
(ウ) 令和 8 年 4 月 1 降用する 料金	主端末回	令和8年4 月10日 月10日 月10日 月10日 日10日 日10日 日10日 日10日	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる
		160円 181円 を加算した 料金額	160円 181円 のうち、 158円 180円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。

T = (N)	1/=> A 1= 0		1 701 11	L+++++==+++==++==++==++==++==++==++==++
ウ アイ以外 のもの	(ア) 令和6 年4月 1日か ら令和 7年3	1光信号 主端末回 線ごとに	1,701円 1,662円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1 -2第2欄 イ(ウ)①欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
		1 光信号 主端末回 線ごとに		接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる
			125円 138円 を加算した 料金額	125円 138円 のうち、 123円 137円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。
	(イ) 令44 16 41 16 83 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18		2-1-1 -2第2欄 イ(ウ)②欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1光信号 主端末回 線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる
			174円 194円 を加算した 料金額	174円194円 のうち、 172円193円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。

	(ウ) 令和8 年4月 1降月 3 1降月 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	線ごとに	月1日以降 に適用する 2-1-1	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる
			164円 186円 を加算した 料金額	164円 186円 のうち、 162円 185円 にのみ消費税相当額を 加算するものとしま す。

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

			区分			料金額	備考
(1)	回線終	端装	置の部分の加算額	専用サービス契約約款の料金表を準用します。			
(2)	当光配利る記録を表現の内をする。	ア	既に設置された当社の光屋 末回線と一体として利用す 用する場合を除きます。)		専用サービス契約約款の高速ディジタル伝送サービスの1.5Mb/s用の場合の屋内配線専用料を2で除した額を適用します。		
	の加算 額	イ	光信号分岐端末回線と一体 として当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物 に設置される形態により設 置するものに限ります。)		保守の区別が タイプ1-1 のもの		
			を利用する場合		保守の区別が タイプ1-2 のもの		
				(ウ)	(7)(1)以外の もの		

2-1の2 削除

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

		区分		料金額	備考
光信号電 気信号変 換機能	第5条(標準的な 接続箇所)第1項 表中第2欄で接続 する場合におい	(1) 100Mbit/s までの符号 伝送が可能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの		
	て、光信号電気信 号変換装置により 信号 (100Mbit/s 又は 1 Gbit/sまで	なもの (以下 「100Mbit/s	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	681円	
	の符号伝送が可能 なものに限りま す。)の相互変換 を行う機能	タイプ」と いいま す。)	ウ アイ以外のもの		
		(1) 削除			
		(2) 1 Gbit/sタイ プ	ア 保守の区別がタイプ 1-1のもの	1,826円 614円	
			イ 保守の区別がタイプ 1-2のもの	1,826円 614円	
			ウ アイ以外のもの	1,881円 632円	

2-1の4 光信号多重分離機能

				区分		料金額	備考
光信号多 重分離機 能	光局内 スプッタ により	ア	1 Gbit/ sタイ プ	(7) 光信号主端末 回線の最大収 容数が4のも の又は光信号	1-1のもの	240円	
	当社の 光信号 伝送び で			端末回線の最 大収容数が4 のもの	1 — 2 のもの	159円 240円	
	光信号 端末間の 発信を			(1) 业层县端丰同	③ ①②以外のもの① 保守の区別がタイプ	247円 308円	
	の多重 分離を 行う機 能			(1) 元信号端末回 線の最大収容 数が8のもの	(1) 保守の区別がダイブ(2) 保守の区別がタイプ	674円 308円	
					1 - 2のもの 3 ①②以外のもの	674円	
		7	100h i	光信号主端末回	① 保守の区別がタイプ	694円	
		1	t/sタ	線の最大収容数 が4のもの又は 光信号端末回線	(1) 株守の区別がダイフ 1-1のもの(2) 保守の区別がタイプ	415円 423円	
				の最大収容数が 4のもの	1-2のもの	415円	
					③ ①②以外のもの	<u>436円</u> 427円	

2-2 端末系交換機能

		×	:分	単位	料金額	備考
(1		する交換設備のう ます。以下同じと	易型交換機(契約者回線を収容 ち当社が指定する交換機をいい します。)及び加入者交換機と との間に設置される伝送装置等		0. 59746円	
		を含みます。以下とします。)によ	料金表第1表第1において同じ り通信の交換を行う機能	1秒ごと に	0. 055161円	
(2		加入者交換機におを利用し通信の交	いて加入者交換機機能メニュー 換を行う機能	1 加機能 ニカー 用 ごとに 用 ごとに	0. 1469円	
(3)削除			l		
(4		実現するために他	いて一般番号ポータビリティを 社契約者回線であることを識別 る情報を提供等する機能		10, 416, 667円	
(5						
(6	, 自動車 電話事 業者特	を当社が回収す	ア 加入者交換機能を利用する 場合	1通信ご とに	0.00006281円	
	殊精算 機能	る場合におい て、当該利用者	イ削除			
	120110	料金の計算と当	ウ削除		0.00007851円	
		社の接続料金の 計算を区別して 行う特殊精算機 能	工 市内通信機能を利用する場 合	1通信ご とに 	0.00007851円	
			オ リルーティング通信機能を 利用する場合	1通信ご とに	0. 00009547円	
(7		当社の加入者交換 接続回線を収容す	機の回線対応部に加入者交換機 る機能	1秒ごと に	0. 0019914円	
(8	交換機	と市外中継交換機 共用機能に係るも	機の回線対応部に加入者交換機 との間の伝送路設備(中継伝送 のに限ります。)を収容する機	10	0. 0029589円	
(9	ルータ	一般収容局ルー タにより通信の 交換を行う機能	ア 1Gbit/s (7) (1)以外のも タイプ の	1装置ごとに月額	406, 663円 431, 745円	
			(イ) 専らIP電 話の提供の 用に供する もの	1装置ごとに月額	594, 872円 506, 061円	·
			ィ 10Gbit/sタイプ	1装置ごとに月額	705, 208円 694, 904円	

(10) 一般収容局ルータ 優先が「ケット(優先が「ケット(優先が「ケット(優先がラスス及び 優先カラスに対策を関係したも送優先度施別子をいいます。以下、同じとします。)等を識別する機能 第15条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7 - 1秒ごとに月額 2.43円 2.06円 3.354円 2.06円 3.354円 3.24円 3.27円 3.354円							
能 応した転送優先 度識別子を設定した I Pパケットをいいます。 以下、同じとします。)等を識別する機能 (ウ) (ア) (イ) 以外の もの 1 装置ご 8. 267円 8. 354円 8.	容局 ルータ 優先パ ケット	タにおいて、優 先パケット(最 優先クラス、高 優先クラス及び	Gbit/s			2.14円 2.06円	
ます。) 等を識別する機能		応した転送優先 度識別子を設定 した I Pパケッ トをいいます。			ごとに月		
SS 4 7		ます。)等を識					
識別するもの とに月額				用いて制御す	ごとに月		
もの とに月額							
回線収 2 欄で接続する場合において、メタル回線収容装 に 容機能 置 (メタル回線を収容し、インターネットプロト コルにより符号を交換するための電気通信機器を いいます。以下同じとします。)及びメディア							
接続する場合において 音声信号とパケットの相 互間の変換を行うものをいいます。以下同じとし ます。)によりメタル回線を収容し、音声信号と パケットの相互間の変換を行う機能	回線収	2 欄 パラック を で 接続する場で 接続 すいい きかい いっち かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん	合収交じ5いもない、ことではいい、るますのではりまりまり、これでは、これでは、できないの回線では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	メタル回線収容装・ターネットプリックの電気通信機器を)及第アー2欄を うの第びメディ関の うな第アー2欄相 では、以下同じとと ない、音声信号とと	IC	0. 024394円	

2-3 市内伝送機能

	区分	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機(中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。)と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互	1通信ごとに	0. 10447円	
	間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.013200円	

2-4 中継系交換機能

			区分			単位	料金額	備考
(1)		内中継	継交換機(中継 交換機以外のも とします。)に。 能	のをいいます	t。以	1通信ごと	0.10447円	
						1秒ごとに	0. 00089286円	
(2)		当社の中継交換機の回線対応部に中継交 換機接続回線を収容する機能				1秒ごとに	0. 000091014円	
(3)	換機回 線対応	交換機。 設備(「	中継交換機の回と市外中継伝送典機の原と と市外中継伝送共用機 ・)を収容する	機との間の危能に係るもの	送路	1秒ごとに	0. 00015093円	
(4)	ルータ	関門ル で接場 合にお	第1項の表	票準的な接続 長中第7欄で うちPPPo 5場合	接続す		242, 132円 284, 493円	
		け該系タりのを機る関ルに通交行能当門一よ信換う		(7) 東京都 内の設 置場所 におい て接続 する場	<u>続象域東本域すも</u> 対地を日全とるの	<u>1ポー</u> トあた り月額	159, 922円	IPoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
					②続象域東都とるのと対地を京内すも	<u>1ポー</u> <u>トあた</u> り月額	273, 495円	I P o E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
				(4) 千葉県 設置場 おいて する場	所に 接続	1ポー トあた り月額	208, 207円	I P o E 接続を利 用してい る協定事 乗者に適 用します。
				(ウ) 埼玉県 設置場 おいて する場	所に 接続	1ポー トあた り月額	195, 907円	I P o E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。

(I) 神奈川県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	173, 414円	I P o E 接続を利用している協定事業者に適
(オ) 茨城県内 及び 栃木県内の 設置場所に おいて接続	1ポー トあた リ月額	824, 208円	T P o E 接続を利 用 し
する場合	1ポー トあた り月額	252, 197円	用します。 I P のを利し、 接続して事適になっていまである。 関係である。 日本のでは、
(キ) 宮城県内 及び 山形県内の 設置場所に おいて接続 する場合	1ポー トあた り月額	195, 089円	IPoE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
(ケ) 群馬県内 及び 山梨県内の 設置場所に おいて接続 する場合	1ポー トあた リ月額	234, 639円	I P o E 接続を利 用して事 る協定に適 用します。
(ケ) 茨城県内の 設置場所に おいて接続 する場合	1ポー トあた り月額	337, 050円	IP o E 接続を T に 接続を T に 定
(コ) 栃木県内の 設置場所に おいて接続 する場合	1ポー トあた り月額	418, 060円	I P o E 接続 で 和 の に で 事 の ままます。

(7) 大阪府内	1ポー	176, 938円	ΙΡοΕ
の設置場所において接続する場合	トあた り月額		接続を利用している協定事業者に適用します。
(イ) 兵庫県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	280, 407円	IPOE 接続を利用している協定事業者に適用します。
(f) 愛知県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	236, 112円	IPのE接続を利用している協定事業者に適用します。
(I) 広島県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	284, 564円	IPのE接続を利用している協定事業者に適用します。
(オ) 福岡県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	238, 156円	IPのE接続を利用している協定事業者に適用します。
(カ) 京都府内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	369, 286円	IPのE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
(キ) 静岡県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	465, 823円	IPOE 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 岐阜県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	498, 467円	IPのE接続を利用している協定事業者に適用します。

(ケ) 三重県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	597. 708円	IPOE 接続を利用している協定事業者に適用します。
(コ) 熊本県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	499, 533円	IPのE 接続を利用している協定事業者に適用します。
(サ) 鹿児島県内の設置場所において接続する場合	1ポー トあた り月額	599, 083円	IPOE 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ジ) 岡山県内 の設置場所において接続する場合	1ポー トあた り月額	423, 597円	IPのE 接続を利用している協定事業者に適用します。
(ス) 長崎県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	1, 154, 208円	IPのE 接続を利用している協定事業者に適用します。
(セ) 山口県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	599, 083円	IPOE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
(ツ) 滋賀県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	599, 083円	I P o E 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
(タ) 石川県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた リ月額	1, 153, 792円	IPOE 接続を利用している協定事業者に適用します。

(チ) 富山県内 の設置場所 において接 続する場合	1 ポー 下あた リ月額	1, 153, 792円	IPOE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
(ツ) 奈良県内 の設置場所 において接続する場合	1ポー トあた り月額	783, 861円	IPのE接続を利用している協定事業者に適用します。
(f) 愛媛県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	783, 861円	IPのE接続を利用している協定事業者に適用します。
(大) 香川県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	1, 153, 792円	IPのE 接続を利用している協定事業者に選す。
(ナ) 佐賀県内 の設置場所 において接 続する場合	1 ポー トあた り月額	1, 153, 792円	IPOE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
(二) 沖縄県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	598, 875円	IPOE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
(ス) 大分県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー トあた り月額	1, 145, 042円	IPOE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。
(ネ) 和歌山県内 の設置場所 において接 続する場合	1ポー 下あた り月額	1, 145, 042円	IPOE 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。

(/) 宮崎県内 の設置場所 において接 続する場合					
(スカンで接続する場合 1 ポー				1, 145, 042円	
(ハ) 福井県内					
(A) 福井県内 の設置場所 において接 続する場合 リ月額			グカ銀		
(ハ) 福井県内		1967 0-91 [
(ハ) 福井県内					
Right Ri					
において接 続する場合 1ポートあた り月額 1・145・042円 IPoE 接続を利用している協定事業者に適用します。		(ハ) 福井県内	1 ポー	778, 056円	ΙΡοΕ
(t) 徳島県内 の設置場所 において接 続する場合 (c) 島根県内 の設置場所 において接 続する場合 (d) 島取県内 の設置場所 において接 続する場合 (d) 島取県内 の設置場所 において接 続する場合 (d) 高知県内 の設置場所 において接 続きを利 用してい る協定事 業者に適 用します。 (d) 高知県内 の設置場所 において接 続きを利 用してい る協定事 業者に適 用します。 (d) 高知県内 の設置場所 において接 続きを利 用してい る協定事 業者に適 用します。 (d) 高知県内 の設置場所 において接 があた り月額 1 ポート り月額 1 パート り月額 1 パート の設置場所 において接 があた り月額 1 ポート り月額 1 パート の設置場所 において接 があるものであってエ以外の 場合 1 ポート り月額 1 パート の設置場所 において接 が表するものであってエ以外の 場合 1 ポート り月額 1 パート の設置場所 において接 が表するものであってエ以外の 場合 1 パート のの00015833円 0,000018197円					
(t) 徳島県内 の設置場所 において接 続する場合 (A) 島取県内 の設置場所 において接 続する場合 (A) 高知県内 のの設置場所 において接 がする場合 (A) 高知県内 のの設置場所 において接 がする場合 (A) 高知県内 のの設置場所 において接 がするものであってエ以外の 場合 (A) 高知県内 のの設置場所 において接 がするものであってエリ外の 場合 (A) 高知県内 のの設置場所 において接 があた り月額 (A) 高知県内 のの設置場所 において接 がするものであってエリ外の 場合 (A) 高知県内 のの設置場所 において接 がするものであってエリ外の 場合 (A) 高知県内 のの設置場所 においては のの記述を表 のの記述を表 のの記述を表 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの			り月額		
(t) 徳島県内 の設置場所 において接 続する場合 (7) 島根県内 の設置場所 において接 続する場合 (7) 島根県内 の設置場所 において接 続する場合 (7) 島根県内 の設置場所 において接 続する場合 (A) 鳥取県内 の設置場所 において接 続する場合 (A) 高知県内 の設置場所 において接 続する場所 はおいて接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場所 はおいて接 はずる場合 (A) において接 はずる場所 はずる場合 (A) において接 はずる場所 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場所 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場所 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) において接 はずる場合 (A) においては (A		続する場合			
(t) 徳島県内 の設置場所 において接 続する場合 (7) 島根県内 の設置場所 において接 続する場合 (7) 島根県内 の設置場所 において接 続する場合 (A) 鳥取県内 の設置場所 において接 続する場合 (A) 鳥取県内 の設置場所 において接 続する場合 (A) 鳥取県内 の設置場所 において接 続する場合 (A) 高知県内 の設置場所 において接 続するものであって出 の表中第7 ー 2 欄で接 続するものであって当社中間 (B) 1, 145, 042円 日中 日 接続を利 用してい る協定事 業者に適 用します。 (A) 高知県内 の設置場所 において接 続するものであって当社中間 (D) 0, 000011833円 0, 0000018197円					
の設置場所 において接					лоду.
の設置場所		(t) 徳島県内	1 ポー	1, 145, 042円	IPoE
続する場合 1ポー		の設置場所	トあた		接続を利
(7) 島根県内			り月額		用してい
(7) 島根県内		続する場合			l I
(7) 島根県内					
の設置場所において接続する場合					用します。
の設置場所において接続する場合		(7) 島根県内	1 ポー	1, 145, 042円	IPoE
(A) 鳥取県内					
(A) 鳥取県内		において接	り月額		
(A) 鳥取県内 の設置場所 において接 続する場合 リ月額 1、145、042円 接続を利 用している協定事業者に適 用します。		続する場合			る協定事
(A) 鳥取県内 の設置場所 において接 続する場合 (株) 高知県内 の設置場所 において接 表表 り月額 (株) 高知県内 の設置場所 において接 表表を利 用します。 (株) 高知県内 の設置場所 において接 表表を利 用します。 (株) 高知県内 の設置場所 において接 表表を利 用します。 (本) 1, 145, 042円					
Table Ta					用します。
Table Ta		(4) 自取但内	1 #-	1 1/15 0/12	IDOF
Time				1, 140, 042[]	lI
(木) 高知県内 1ポートあた 1,145,042円 接続を利用します。 (大) 高知県内の設置場所において接続する場合 1カカス (本) り月額 用している協定事業者に適用します。 ウ 第5条 (標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続するものであってエ以外の場合 1ポートご 1,172,222円 1,905,556円 1,905,556円 0.000015833円 0.000018197円 0.000018197円 0.000018197円 0.000018197円					用してい
(木) 高知県内 1ポートあた り月額 I PoE 接続を利用している協定事業者に適用します。 ウ 第5条 (標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続するものであってエ以外の場合 1ポートご 1,172,222円 上に月額 1,905,556円 1,905,556円 0.000015833円 0.000018197円 0.000018199 0.000018199 0.000018199 0.000018199 0.000018199 0.000018199 0.000018199 0.000018199 0.00001819 0.00001819 0.00001819 0.00001819 0.00001819 0.000018		続する場合			
(木) 高知県内 1ポー 1,145,042円 IPoE 一方あた り月額 現代表表表別 用している協定事業者に適用します。 ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続するものであってエ以外の場合 1ポートごはに月額 1,905,556円 エ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続するものであって当社中間 1秒ごとにの0.000015833円の.000018197円の.000018197円					
の設置場所 において接 接続を利 用している協定事業者に適 用します。					用します。
の設置場所 において接 接続を利 用している協定事業者に適 用します。		(*) 高知県内	1 ポー	1 145 042円	IPoF
Tital		(17		1, 110, 0121 3	
では、					
ウ 第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第7-2欄で接 続するものであってエ以外の 場合 1ポートご 上に月額 1,172,222円 1,905,556円 エ 第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第7-2欄で接 続するものであって当社中間 1秒ごとに 0.000015833円 0.000018197円		続する場合			る協定事
ウ 第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第7-2欄で接 続するものであってエ以外の場合 1ポートご とに月額 1,172,222円 1,905,556円 エ 第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第7-2欄で接 続するものであって当社中間 1 秒ごとに 0.000015833円 0.000018197円					業者に適
第1項の表中第7-2欄で接 続するものであってエ以外の 場合 エ 第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第7-2欄で接 続するものであって当社中間					用します。
第1項の表中第7-2欄で接 続するものであってエ以外の 場合 エ 第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第7-2欄で接 続するものであって当社中間	<u></u> ウ 第5条 (*	 悪準的な接続筒所)	 1ポートご	1.172 222円	
振	第1項の	長中第7-2欄で接			
エ 第5条 (標準的な接続箇所) 1 秒ごとに 0.000015833円 第1項の表中第7-2欄で接 続するものであって当社中間 0.000018197円		りじめつてエ以外の			
第 1 項の表中第 7 一 2 欄で接 0.000018197円 続するものであって当社中間		# :# 4L 4, 14 /4 LL	- T.h	0.000015000=	
続するものであって当社中間	工 第5条(権	標準的な接続箇所) 長中第7−2欄で接	1杪ごとに		
前9988714半分が七中ナス壮	続するもの	のであって当社中間		0.00010197	
配線盤又は当社が指定する装					

2-4の2 音声パケット変換機能

区分	単位	料金額	備考
音声パケッ IGSで接続し、音声信号とパケット	1秒ごとに	0.0024570円	
ト変換機能 の相互間の変換を行う機能 		0.0041360円	

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

	区分	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間 の伝送路設備を当社及び協定事業者が 共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0060027円	

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

	区分	単位	料金額	備考
中継伝送専 用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間 の伝送路設備を専ら協定事業者が利用 して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0014454円	

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

	区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	1秒ごとに	0.00010600円	

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

	区分					
一般光信号中継 伝送機能	一般光信号 中継回線に より1芯に て伝送を行	ア	光回線設備接続モジュールにおいて フィルタを利用する場合	0.916円		
	う機能	イ	光回線設備接続モジュールにおいて フィルタを利用しない場合	0.916円		

1波長ごとに月額

区	分	料金額	備考
継伝 は 送機	言号中 継回線 こより	特別光信号中継伝送機能に係る基本料については、次の算出式により、波長分割多重回線(特別光信号中継回線から波長分割多重装置を除いた部分をいいます。以下同じとします。)に係る利用区間ごとの料金額を算定し、それらの料金額を合計して適用します。	
	送を行う機能	波長分割 割多重 回線に の利用料 × 一回線の 正離 ・	
		対金額 波長分割多重回線に係る 利用区間ごとの利用波長数	
		ア 波長分割多重回線の利用料は、2-5-3-1 (一般光信号中継伝送機能に係る基本料)に規定する料金額を準用するものとし、波長分割多重回線の距離は、そのケーブルの長さにより算出します。	
		イ 波長分割多重装置に係る費用は、第2(網改造料)2(料金額)2-1 (算出式)に規定する算出式を用いて算定するものとします。 ウ 利用波長数には、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第5項の規定により利用を開始したものとみなす特別光信	
		号中継回線に係る波長数を含むものとします。	

2-5-3-3 加算料

月額

	区分	単位	料金額	備考
光信号局内 伝送路を利 用する場合 の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝 送路に係るもの	1回線ご とに	403円 273円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ご とに1 メートル あたり	0.916円 1.295円	

-	•	1 424	`1"1				1回線こ	ごとに月額		
				区	分		金額 通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金 区域に終始する場合	備考		
通信	専用回 線ノー	一般専用	専ら音声を伝送するた	cめ、通常0.3kHzか	を伝送することが可能なもの ら3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	13, 159円	11,037円			
信路設定伝送機能	置、中	の	50bit/s以下の符号伝			11, 490円	9, 149円			
定	継伝送	1	64kbit/s又は	クラスが下記以外(109, 132円	107, 010円			
伝	路設備	高速ディ	48kbit/sの符号伝送		保守の区別がタイプ1一1のもの	12, 440円	10, 440円			
送	及び端	ジタル伝	が可能なもの		保守の区別がタイプ1-2のもの	12, 681円	10,640円			
機	木凹線	送に係る			保守の区別が上記以外のもの	13, 159円	11,037円			
能	を収容	もの	128kbit/sの符号伝	クラスが下記以外の		134, 558円	130, 320円			
	する伝		送が可能なもの	送が可能なもの	送が可能なもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	20, 247円	16, 247円	
	送装置 により 通信路				保守の区別がタイプ1-2のもの	20, 643円	16, 562円			
	により				保守の区別が上記以外のもの	21, 430円	17, 192円			
	の設定		192kbit/sの符号伝送			159, 902円	153, 542円			
	並びに		256kbit/sの符号伝送			185, 302円	176, 821円			
	伝送を		384kbit/sの符号伝送			236, 102円	223, 383円			
	行う機		512kbit/sの符号伝送			286, 907円	269, 945円			
	能		768kbit/sの符号伝送			388, 506円	363, 068円			
	""		1.152Mbit/sの符号伝			540, 914円	502, 752円			
l			1.536Mbit/sの符号	クラスが下記以外		693, 319円	642, 438円			
			伝送が可能なもの	エコノミークラス	保守の区別がタイプ1-1のもの	176, 161円	128, 161円			
1					保守の区別がタイプ1-2のもの	179,676円	130, 714円			
					保守の区別が上記以外のもの	186, 702円	135, 821円			
			3.072Mbit/sの符号伝			1,048,931円	968, 369円			
			4.608Mbit/sの符号伝			1, 379, 141円	1, 271, 019円			
				クラスが下記以外		1, 734, 753円	1, 596, 950円			
			伝送が可能なもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	2, 749, 553円	1, 604, 341円			
					保守の区別がタイプ1-2のもの	2, 804, 532円	1, 636, 418円			
1		l			保守の区別が上記以外のもの	2, 914, 495円	1, 700, 571円			

2-6-1-2 加算料

-		//	· ≠- 11				1回線こ	とに月額
				区	分	通信路設定伝 送機能の距離	金額 相互接続点が当社 が別に定める通信 用建物以外の場合 の加算料	備考
信	専用回 線ノー	一般専用	専ら音声を伝送する#	:め、通常0.3kHzか	を伝送することが可能なもの ら3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	2,070円	4, 326円	
路設定伝送機能	置. 中	න	50bit/s以下の符号伝	送が可能なもの		2,880円	3, 429円	
定	継伝送	1	64kbit/s又は	クラスが下記以外		2,070円	4, 326円	
伝	路設備	高速ディ	48kbit/sの符号伝送		保守の区別がタイプ1-1のもの	1, 950円	4, 081円	
透	及ひ端	ジタル伝	が可能なもの		保守の区別がタイプ1-2のもの	1, 990円	4, 163円	
機	末回線 を収容	送に係る もの			保守の区別が上記以外のもの	2,070円	4, 326円	
HE	する伝	もの	128kbit/sの符号伝	クラスが下記以外		4, 130円	8, 652円	
	送装置		送が可能なもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	3, 900円	8, 162円	
	により				保守の区別がタイプ1-2のもの	3, 980円	8, 325円	
	通信路				保守の区別が上記以外のもの	4, 130円	8, 652円	
	の設定		192kbit/sの符号伝送			6, 200円	12, 978円	
	並びに		256kbit/sの符号伝送			8, 270円	17, 303円	
	伝送を		384kbit/sの符号伝送	が可能なもの		12, 400円	25, 955円	
	行う機		512kbit/sの符号伝送			16,540円	34,607円	
	能		768kbit/sの符号伝送			24,800円	51, 910円	
			1.152Mbit/sの符号伝		-1-	37, 210円	77,865円	
				クラスが下記以外		49,610円	103,821円	
			伝送が可能なもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	46,800円	97, 944円	
					保守の区別がタイプ1-2のもの	47, 740円	99, 903円	
			0.07081:1/ 0.45 17/-		保守の区別が上記以外のもの	49,610円	103,821円	
			3.072Mbit/sの符号伝			78, 550円	164, 383円	
			4.608Mbit/sの符号伝		0 1 0	105, 420円	220, 619円	
				クラスが下記以外		134, 360円	281, 181円	
			伝送が可能なもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	520, 700円	1,345,565円	
					保守の区別がタイプ1-2のもの	531, 110円	1, 372, 476円	
					保守の区別が上記以外のもの	551, 940円	1, 426, 299円	

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

2-6-	2 万蚁凹	緑の部分の基本領	1回線:	ごとに月額
		区 分	料金額	備考
通 専用回 信 線ノー 路 ド装	一般専用	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10, 421円	
路 ド装 設 置、中	の	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,533円	-
定継伝送	1	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	106, 394円	
設定伝送機能を送機能を受ける。	高速ディ ジタル伝	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	129, 088円	
及 及び端機 末回線	リジタル伝	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	151, 694円	
能を収容	はある	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	174, 358円	
する伝	: ""	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	219, 688円	
送装置	ジタル伝 送に係る もの	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	265, 018円	
により 通信路 の設定		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	355, 678円	
の設定		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	491,667円	
並びに伝送を		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	627, 657円	
伝送を	- [3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	944, 966円	
行う機		4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1, 239, 610円	
能		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,556,919円	

2-6 通信路設定伝送機能 (NTT西日本の場合) 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額 2-6-1-1 基本料

			区	分	料金額		回線ごとに月程 備考
					右 欄 以 外 の 場合	通信路設定伝送 機能が同一の単 位料金場合 始する場合	
専用回	ア	通常0.3kHzから3.4kH	lzまでの周波数帯域	を伝送することが可能なもの	11.529円	9, 261円	
線ノー	一般専用	専ら音声を伝送する/	ため、通常0.3kHzか	ら3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	11, 529	9, 2011	
ド装 置、中 継伝送	に係るも の	50bit/s以下の符号伝	送が可能なもの		14, 629円	8,873円	_
継伝送	7	64kbit/s又は	クラスが下記以外	のもの	22,001円	19, 733円	
路設備	高速ディ	48kbit/sの符号伝送		保守の区別がタイプ1一1のもの	10,904円		
		が可能なもの	のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	11,114円		
末回線	送に係る	に係る		保守の区別が上記以外のもの	11,529円	9, 261円	
を収容する伝	もの	128kbit/sの符号伝	クラスが下記以外		38,600円		
する伝		送が可能なもの	エコノミークラス	保守の区別がタイプ1-1のもの	17, 587円		
送装置				保守の区別がタイプ1-2のもの	17, 927円		
により 通信路				保守の区別が上記以外のもの	18,609円		
囲に鉛の設定		192kbit/sの符号伝送	が可能なもの		55, 100円		
が設定		256kbit/sの符号伝送			71,663円		
並じた伝送を		384kbit/sの符号伝送			104, 800円		
行う機		512kbit/sの符号伝送			137, 932円	119,802円	
能		768kbit/sの符号伝送			204, 196円	177, 003円	
,,,,		1.152Mbit/sの符号伝			303, 599円	262, 807円	
		1.536Mbit/sの符号	クラスが下記以外		403,000円	348, 609円	
		伝送が可能なもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	208, 773円	157, 461円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	212, 938円	160,600円	
				保守の区別が上記以外のもの	221, 269円	166, 878円	
ı l		3.072Mbit/sの符号伝	送が可能なもの		618, 368円	534, 515円	
		4.608Mbit/sの符号伝			850, 303円	734, 721円	
		6.144Mbit/sの符号	クラスが下記以外		1,065,672円	920, 628円	
		伝送が可能なもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	5,659,909円	3, 115, 013円	
			のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	5,773,097円		
	i	I	1	保守の区別が上記以外のもの	5. 999. 474円	3, 301, 883円	

2-6-1-2 加算料

							ごとに月客
			区	∜	通信路設定伝送機能の距離が	金額 相互接続点が当 社が別に定める 通信用建物以外 の場合の加算料	備考
通 専用回 線ノー	一般専用	専ら音声を伝送する#	とめ、通常0.3kHzか	を伝送することが可能なもの ら3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	820円	2, 989円	
言各母官 云巻 幾形 電子 と と と と と と と と と と と と と と と と と と	の	50bit/s以下の符号伝			2, 410円	4, 140円	
継伝送	1		クラスが下記以外		820円	2, 989円	
路設備	高速ディ	48kbit/sの符号伝送		保守の区別がタイプ1-1のもの	770円	2,820円	1
及び端	ジタル伝	が可能なもの	のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	790円	2,876円	
表 末回線 を収容	送に係る もの			保守の区別が上記以外のもの	820円	2, 989円	
	もの	128kbit/sの符号伝	クラスが下記以外		1,630円	5, 978円	
する伝 送装置		送が可能なもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,540円	5,640円	
达装直 により			のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,570円	5, 753円	Ì
通信路				保守の区別が上記以外のもの	1,630円	5, 978円	1
週間的の設定		192kbit/sの符号伝送	が可能なもの		2, 450円	8,968円	1
並びに		256kbit/sの符号伝送	が可能なもの		3, 260円	11,957円	1
伝送を		384kbit/sの符号伝送	が可能なもの		4,900円	17, 935円	İ
行う機		512kbit/sの符号伝送	が可能なもの		6,530円	23. 914円	İ
能		768kbit/sの符号伝送	が可能なもの		9. 790円	35,870円	i —
FIE.		1.152Mbit/sの符号伝			14.690円	53,806円	İ
			クラスが下記以外	のもの	19.590円	71,741円	İ
		伝送が可能なもの	エコノミークラス	保守の区別がタイプ1-1のもの	18, 480円		İ
				保守の区別がタイプ1-2のもの	18,850円		
				保守の区別が上記以外のもの	19,590円		İ
	1	3.072Mbit/sの符号伝	送が可能なもの		30, 200円		İ
	1	4. 608Mbit/sの符号伝			41,630円	152, 449円	1
	1		クラスが下記以外	のもの	52, 240円	191, 309円	1
	1	伝送が可能なもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	680, 960円		
	1		のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	694. 580円	2, 197, 586円	
	1		-, -, -,	保守の区別が上記以外のもの	721. 820円	2, 283, 766円	i
- 1	ウ削除				721, 020[]	2, 200, 700 1	

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

_	٠ -	77-20-1		1回線。	ごとに月額
			区分	料金額	備考
通信	専用回 線ノー		通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	8,856円	
通信路設定伝送機能	ド装 置、中 継伝送	に係るも の	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8, 468円	
尾点	継伝送	1	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	19, 328円	
江	格設備 及び端	· 高速ディ ジタル伝	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	33, 259円	
機	大回線	ジタル伝送に係る	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	47, 085円	
能	を収容	とにほる	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	60, 980円	
	末回線 を収容 を を る と る と る と る と る と る と る と と う と う と う	007	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	88, 771円	
	送装置		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	116, 563円	
	こより		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	172, 144円	
	通信路 の設定		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	255, 518円	
1 13	並びに		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	338, 891円	
1	云送を 行 う 機		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	519, 533円	
	行う機 能		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	714, 070円	
	ŦĒ		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	894, 713円	

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能 2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

	区分	料金額	備考
イーサネットフレーム 伝送機能			

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

		区分	都道府県のL 料金額	区域ごとに月額 I 備妻
イーサネット	LAN型通信網	区分 10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	料金額 61,433円	備考
ィーッポット フレーム伝送	により通信路の	TOMDIT/3の付日以及が可能なもの		
後能	設定及び伝送を行う機能(都道		50, 923円	
	府県の区域にお	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	81, 352円	
	ける通信に係る ものに限りま		67, 435円	
	す。)	 30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	95, 991円	
			79,570円	
		 40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	107, 991円	
			89,518円	
		 50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	118, 311円	
		JOMIDIT (SOO 付日区区が可能なもの)	98,073円	
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	127, 431円	
			105, 634円	
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	135, 591円	
			112, 399円	
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	143, 271円	
			118, 766円	
		 90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	150, 231円	
			124, 536円	
			156, 711円	
		100mb1t/000利日因逐步引能多000	129, 909円	
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	208, 076円	
			172, 497円	
		 300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	245, 282円	
			203, 349円	
			276, 010円	
		, see , , <u>a</u> , a , c , , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , <u>a</u> , a , a , a , a , a , a , a , a , a ,	228, 830円	
			000 4775	
		500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	302, 177円	
			250, 532円	
		600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	325, 465円	
			269,847円	
			346, 594円	

800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	366, 042円
	303, 505円
900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	384, 051円
	318, 444円
1 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	400,860円
	332, 389円
2 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	531,754円
	441,004円
3 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	627, 372円
	520, 379円
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	705, 472円
	585, 234円
5 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	772, 773円
	641,137円
6 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	832, 396円
	690,676円
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	886, 499円
	735, 640円
8 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	936, 283円
	777, 023円
9 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	982, 227円
	815, 224円
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1, 025, 532円
	851, 237円
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1, 360, 910円
	1, 130, 408円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1, 606, 300円
	1, 334, 989円
1001 11 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2	4 000 015
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,806,815円
	1, 502, 373円
	4 070 100
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1, 979, 493円
	1, 646, 684円
0001 11 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2	0.400.707
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2, 132, 734円
	1, 774, 883円
7001 11 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2	0.071.015
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2, 271, 817円
	1,891,346円
0001:1/ @## \ = \\	0.000.004.77
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2, 399, 381円
000mm/300利日因运动可能及000	1, 998, 261円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2, 518, 066円

100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,629,313円 2,191,207円
200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3, 495, 086円 2, 920, 624円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4, 130, 248円 3, 458, 889円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,650,944円 3,902,274円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,100,369円 4,286,583円
600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,500,601円 4,630,115円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5, 864, 117円 4, 943, 214円
800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6, 198, 836円 5, 232, 443円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6, 510, 278円 5, 502, 378円
1 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	6, 802, 523円 5, 756, 401円
2Tbit/sの符合伝送が可能なもの	9, 097, 450円 7, 776, 477円
3 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	
4 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	
5 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	13,446,468円 11,734,821円
6Tbit/sの符合伝送が可能なもの	14, 551, 383円 12, 768, 502円
7Tbit/sの符合伝送が可能なもの	
8 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	16, 499, 647円 14, 619, 052円
9 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	17, 377, 551円 15, 464, 564円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	18, 206, 741円 16, 269, 697円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	
30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	30, 068, 654円 28, 458, 411円
40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	34, 498, 717円 33, 308, 685円
50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	38, 464, 679円 37, 774, 267円
60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	42, 107, 401円 41, 971, 917円
70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	45, 509, 913円 45, 970, 459円

	80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	
	90Tbit/sの符合伝送が可能なもの	51, 787, 963円 53, 530, 735円
	100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	54, 725, 894円 57, 144, 187円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

		区分		横 二 乙 1 二 万 備考
ーサネット	LAN型通信網	<u>□ 10Mbit/sの符合伝送が可能なもの</u>	133, 288円	川 行
レーム伝送	により通信路の	The state of the s	98,007円	
能	設定及び伝送を		30,007	
	行う機能(単位 料金区域におけ	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	176, 506円	
	る通信に係るも		129, 789円	
	のに限りま			
	す。)	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	208, 271円	
			153, 148円	
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	234, 309円	
			172, 297円	
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	256, 702円	
			188, 766円	
		COMb i+/oの対ムに ソバコサム	276 4020	
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	276, 492円	
			203, 321円	
			294, 200円	
		1,0001 C/000时日月及201号配多 000	216, 344円	
			Z10, 074[]	
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	310,866円	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	228. 602円	
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	325, 971円	
			239, 712円	
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	340, 034円	
			250, 056円	
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	451, 511円	
			332, 058円	
		200ML:+/- 0/45 A /= `* + £ = 45 + 5 + 0	F20 070FF	
		300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	532, 272円	
			391, 474円	
		 400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	598, 975円	
			440, 555円	
			440, 000 🗂	
			655, 786円	
			482, 362円	
			,	
		600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	706, 350円	
			519, 575円	
		700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	752, 228円	
			553, 343円	
		800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	794, 462円	
			584, 432円	
			,, -	

900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	833, 571円
	613, 223円
 1 Gb i t/sの符合伝送が可能なもの	870, 078円
T GET LY SOUTH E IE AS OUT	l
	640, 101円
2 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1, 154, 447円
	849, 540円
3 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1, 362, 284円
	1,002,707円
	1, 002, 7071]
 4 Gb i t / s の符合伝送が可能なもの	1, 532, 115円
中間に、30分別日は区が、可能なりの	
	1, 127, 928円
	1 670 E17ED
5 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1, 678, 517円
	1, 235, 923円
6 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,808,260円
	1, 331, 667円
	, .,1
	1,926,027円
I ADIC/OWN LIAMAN HIRA UV	
	1,418,608円
0.01:11/0.01/1.02	0.004.404=
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2, 034, 424円
	1, 498, 657円
9 Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2, 134, 490円
	1, 572, 582円
	1, 072, 0021]
 10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2, 228, 829円
「一個的に多数利日区区が可能なりの	l
	1, 642, 296円
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2, 960, 327円
	2, 183, 630円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3, 496, 588円
	2. 581. 411円
 40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3, 935, 492円
I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	
	2, 907, 606円
[00] : 1 /2 o bt A 2 × 18 ¬ b + 1 = 2	4 014 0000
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,314,002円
	3, 189, 395円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4, 650, 342円
	3. 440. 177円
	4, 955, 964円
I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	
	3, 668, 372円
0001:1/ @ htt 0 1= 14 18 = 7/4 4: 1 =	F 000 F00T
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5, 236, 596円
	3, 878, 193円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5, 497, 965円
	4,073,850円
	.,,,
 100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,743,194円
	4, 257, 640円

200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	7, 660, 278円
	5, 702, 009円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	9, 077, 037円
	6, 778, 498円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	10, 245, 455円
	7, 672, 386円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	11, 259, 246円
	8, 452, 580円
600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	12, 166, 308円
	9, 154, 298円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	12, 993, 713円
	9, 797, 446円
800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	13, 758, 643円
	10, 394, 657円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	14, 473, 072円
	10, 954, 735円
1 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15, 145, 850円
	11, 484, 188円
2 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	20, 512, 186円
	15, 777, 673円
	04 500 01455
3 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	24, 598, 814円
	19, 130, 211円
 4 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	28, 051, 314円
4 1011/300行日仏区が可能なもの	22,016,487円
	22, 010, 407
 5Tbit/sの符合伝送が可能なもの	31, 109, 697円
O INTE/ 600 IN EI ALEM IN INTER COO	24. 612. 975円
	21, 012, 070[]
 6Tbit/sの符合伝送が可能なもの	33,894,229円
3 1.2 C C 1	27, 008, 105円
フTbit/sの符合伝送が可能なもの	36, 474, 674円
	29, 253, 174円
8 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	38, 895, 807円
	31, 381, 103円
9 Tbit/sの符合伝送が可能なもの	41, 187, 823円
	33, 414, 095円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	43, 374, 151円
	35, 369, 376円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	61, 750, 252円
	52, 358, 131円

	30Tbit/sの符合伝送が可能なもの		
		66, 942, 456円	
	40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	90, 341, 059円	
		80, 334, 710円	
		100 010 040	
	50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	102, 818, 943円	
		92, 986, 610円	
	 60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	114 FOE F20III	
	601011/8の付合伝送かり能なもの	114, 595, 539円	
		105, 122, 864円	
	70Th i+ /2のかみに ** ** ** ** * * * * * * * * * * * * *	105 050 0000	
	70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	125, 850, 983円	
		116, 875, 926円	
	 80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	136, 699, 296円	
		128, 329, 631円	
		120, 329, 031	
		147, 218, 570円	
	1901年730分月日は医が可能なりの	139, 541, 400円	
		139, 341, 400	
	 100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	157, 466, 075円	
		150. 553. 341円	
		130, 333, 341	

2-7 信号伝送機能

2 , 旧 引 因 是		区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	アイ	上が 削除 共通線信号網を利用して、ユー ザ間情報通知を行う機能	1信号ご とに	0.018297円	国業継又端業用する。
	ゥ	共通線信号網を利用して、協定 事業者のサービスを実現するた めの信号を送受する機能			

2-7の2 SIPサーバ機能

<u> </u>	一 / 竹茂 形			
	単位	料金額	備考	
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してイン ターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送 路設備の認証等を行う機能	1通信ごと に	0. 77885円 0. 67708円	

2-7の3 SIP信号変換機能

区分	単位	料金額	備考
SIP信号変換機能 SIPサーバと連携して、IP: 網内で流通するSIP信号を終し、IP通信網とこれに相当す 定事業者の網との間で流通可能 IP信号に変換する機能	ー に 端 に る協	0.050835円 0.060322円	

2-7の4 番号管理機能

区分 単位 料金額	備考
中世 科並観	IIII 75
番号管理機能 SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能 1通信ごと 0.026894円 0.032936円 0.032936円	

2-7の5 ドメイン名管理機能

	区分	単位	料金額	備考
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応して I P アドレスを出力する機能	1通信ごと に	0.032998円 0.034415円	

2-8 番号案内機能等

	- дула	区分	単位	料金額	備考
5	ごス接続機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)及びその附帯設備 (特定協定事業者の伝送路設備及び特定事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。) を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	323円 402円	携動事特事は事適す・電者中者末者し
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ナービス接続 機能(一般中 迷局ルータ接 売)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約書の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごと に	319円 397円 	携動事特事は事適す・電者中者末者し
(2) 肖	削除				T
抄	換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごと に	148. 88円 87. 88円 87. 88円	特定端末 系事用します。
	<u> </u>	ア 削除			
i ii		イ 第5条 (標準的な接続箇所) 第1項 の表中第5-3欄に規定する箇所で の接続により、番号案内データベー ス設備及びその附帯設備を利用し、 当社又は他事業者の契約者の契約者 回線番号等の案内情報を提供する機 能	<u>1案内ごと</u> <u>に</u>	19. 07円	特定端末 系事業者 に適用し ます。
		<u>ウ~エ 削除</u>			
(3) 肖	削除				

(4)	番号情報データベース登録機能	事業者の契約する機能	情報データベースに協定 可者の番号情報を登録	1番号 ごとに	9. 46円	番号情 報データベー ス登録 事業者 に適用 しま す。
(5)	番号情報 データベー ス利用機能	当社の番 号情報デ ータベー スに収容 された契 約者の番 号情報を 利用する 機能	ア イ以外の場合	1番号	0. 5414	番号情 報データベー ス利用 事適用 します。
			イ 番号情報データ ベースに契約者の 番号情報が登録され た日から当社が別に 定める期間内の日を 指定して、当該指定 日に番号情報データ ベースに登録された 番号情報のみを利用 する場合	1番号	9. 32円	番号情報データペース利用事適用します。

2-9 削除

2-10 公衆電話機能 2-10-1 基本料

		区分	単位	料金額	備考
(1)	公衆電話発信 機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	4.1057円 3.3852円	
(2)	削除				

2-10-2 加算料

	2-10-2	<u> </u>			
		区分	単位	料金額	備考
(1)		当社が設置する公衆電話の電話機等によ	1秒ごとに	0.00109698円	
	機能	り、通信の発信を行う機能		0.00098081円	
L	-10.1 - 4				
(2)	削除			l ——	

2-11 その他の機能

(1) 市内通信機能 加入主文保機比・市内伝送機能を円用して、1 20 0.71609円 1 1 20 0.71609円 1 1 20 0.71609円 1 1 20 0.71609円 1 1 20 0.71609円 1 1 20 0.71609円 1 1 20 0.71609円 1 1 20 0.71609円 1 1 20 0.71609円 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	2	<u>-11 その他</u>	也の機能 区分	単位	业人站	備考
図域内に終始する通信の交換及び伝送を	(1)	市内通信機能			料金額 0.71809円	
1						
グ通信機能 大映機能及い中継伝送共用機能を用いて、中線事業者が提供するベロ製和数別の				1秒ごとに 	0.093329円	
1	(2)				0.93040円	
サービス (以下「VPNサービス」といいます。「に係るリルーティンが通話等の 安後及び伝送を行う機能		ク迪信機能			0.10373円	
交換及び伝送を行う機能			サービス(以下「VPNサービス」とい		000,0,	
7 日本 1 日本						
#保留機能 (スリルーティングも万法での間、加入者を発信してリルーティングを行うまでの間、加入者を機能 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を対し、 (本) を行う機能を用いて、協定事業者の提供するが、 (本) を行う機能を用いて、協定事業者の提供を行うとともに網性関係を対して、協定事業者の提供を行うとともに網性のを持たして、協定事業者の促送路設権と用いて、協定事業者の促送路設権と用いて、協定事業者の促送路設権と用いて、協定事業者の促送路設権と用いて、協定事業者の促送路設権と用いて、協定事業者の促送路設権と関して、協定事業者の促送路設権と関して、協定事業者の提供を対し、 (本) を行う機能 (本) リカー (本) を行う機能 (本) カービス向けの音声ガイダンス 送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能 (本) カー (本) を行う機能 (本) カー (本) を行うとして、 (本) を行う機能 (本) かに対し、 (本) を対し	(3)			1通信ごと	0.029325円	
10 10 10 10 10 10 10 10				IC		
機と市外・継交換機の間の伝送路設備を 「適用します。 「適用します。 「適用します。 「適用します。 「適用します。 「適用します。 「適用します。 「適用します。 「適用します。 「可能では、		州小水田、水形	リルーティングを行うまでの間、加入者			者を除き
保留する機能 ます。						
A 選出用接続 通信機能						
通信機能 者の提供するサービス向けの音声ガイ ダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能 イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中 1 秒でとに	(4)			1秒ごとに	0.063451円	
グンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能、中継系交換機能、中間を対している。 1 秒でとに						
(5) 削除 (6) リダイレクションを行う機能 (7) ~(11) 削除 (12) D S L 回線管 理機能 (13) D S L 回線的 協定事業者の D S L サービスにおける D S L 回線の免験の発生原因を特定するために対するのともに網使用料を請求する機能 (14) 削除 (15) 光回線設備管理機能 (16) 1 P 通信網回 線管理機能 (16) 1 P 通信網回 協管理機能 (16) 1 P 通信網回 協管理機能 (16) 1 P 通信網回 協管理機能 (16) 1 P 通信網回 協管理機能 (16) 1 P 通信網回 協管理機能 (16) 1 P 通信網回 協管理機能 (16) 1 P 通信網回 協管理機能 (16) 1 P 通信網回 協管理機能 (16) 1 P 通信網回 協管理機能 (16) 1 P 通信網回 協管理機能						
##伝送共用機能及び特定中継事業者の提供するサービス向けの管声がイダンス 透出に係る通信の交換及び伝送を行う機能 (6) リダイレクション網使用 機能を設定するために当社の加入者交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 (7) ~(11) 削除 (12) DS L 回線で 協定事業者の 固定事業者の 固定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 (12) DS L 回線で 協定事業者の DS L サービスにおける B Lサービスにおける D L 回線で A 欄下(7) 欄に係るも D M M M M M M M M M M M M M M M M M M			を打つ 懐能			
(5) 削除 (6) リダイレク ション網使用 機能 ア 当社の中継交換機で接続する協定事業 の通信経路を設定するために当社の 加入者交換機を利用してリダイレク ションを行う機能 ア は完事業者の中継交換機で接続するに当社の 加入者交換機を利用してリダイレク ションを行う機能 ア は完事業者の中継交換機で接続するために当社の 加入者交換機を利用してリダイレク ションを行う機能 ア は完事業者の事態交換機で接続するために当社の がアイレクションを行う機能 のに当社の加入者交換機を利用してリダイレク ションを行う機能 のに当社の加入者交換機を利用してリダイレク ションを行う機能 のに当社の加入者交換機を利用してリダイレク ションを行う機能 に同様能 に同様によるに対してリガイレク ののは、 に に の の (11) 削除 (12) D S L 回線的情報の管理を行うとともに網機能 の管理を行うとともに網機能 のの発生原因を特定するために対応する機能 のの発生原因を特定するために対応する機能 のの発生原因を特定するために対応する機能 のの発生原因を特定するために対応する機能 に同様に表している。 1 回線ごと 1 日の線ごと 1 日の線ごと 1 日の線ごと 2 日の線の情報の管理を行うとともに網能に対応する機能 のに対応する機能 のの発生原因を特定するために対応する機能 に同様に表している。 1 日の線ごと 1 日の線ごと 1 日の線ごと 2 日の線では 46円 68円 53円 53円 53円 53円 53円 53円 53円 53円 53円 53				1秒ごとに	0.068096円	
送出に係る通信の交換及び伝送を行う 機能			伝送路設備を用いて、協定事業者の提			
(5) 削除 (6) リダイレク ション網使用 機能 ア 当社の中継交換機で接続する協定事業 者の通信経路を設定するために当社の 加入者交換機を利用してリダイレク ションを行う機能 イ 特定中継事業者の直信経路を設定するために当社の が						
(6) リダイレクション網使用機能 ア 当社の中継交換機で接続する協定事業 者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 1 通信ごと 事業者、国際系、事業者、のに当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 1 通信ごと る協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 ア イ 特定中継事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 ア イ以外のもの に月額 1 回線ごと に月額 363円 表端来事業者に適用します。			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
(6) リダイレクション網使用機能 ア 当社の中継交換機で接続する協定事業 者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 1 通信ごと 事業者、国際系、事業者、のに当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 1 通信ごと る協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 ア イ 特定中継事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 ア イ以外のもの に月額 1 回線ごと に月額 363円 表端来事業者に適用します。	(5)	削除				
## 機能 かまで 2 1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1		リダイレク			0.074550円	
ションを行う機能 国際系事業者、中編業者、中編業者、中編業者、中編集者、中編集者、自己に				IC		
#事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 (7)~(11)削除 (12) DS L回線管 協定事業者のDS 世機能 (14) 削除 (15) 光回線設備管理機能 (14) 削除 (15) 光回線設備管理機能 (16) 1 P通信網回線の情報の管理機能 (16) 1 P通信網回協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 (16) 1 P通信網回協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 (16) 1 P通信網回協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 (16) 1 P通信網回協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 (16) 1 P通信網回協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 (16) 1 P通信網回協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 (17) に月額 1 回線でと 1 回線では 4 3 円 1 回線でと 1 回線では 1 回線でと 1 回線でと 1 回線では 4 6 円 1 回線管理機能 1 回線では 4 6 円 1 回線管理機能 1 回線では 4 6 円 1 0 4 0 回線では 4 6 円 1 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		ואג אב				国際系事
イ 特定中継事業者の回信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能						
Si協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能			/ 性中中侧声类类の中侧方板機で拉结士	4 客 <i>与 -</i> * L	0.0621040	者、PH
かに当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能 京事業者に適用します。 (7)~(11)削除					0.063104円	
(7)~(11)削除 (12) DS L 回線管理機能 協定事業者のDS LサービスにおけるDS L 回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 協定事業者のDS LサービスにおけるD S L 回線の体質が A 欄ア(7)欄及び A (7)欄に係るものの						系事業者
(12) DS L回線管 招売事業者のDS LサービスにおけるDS L回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 ア イ以外のもの			ダイレグションを1] 71成能			
(12) DS L回線管 招売事業者のDS LサービスにおけるDS L回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 ア イ以外のもの						
理機能 LサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 イ 端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 4欄ア(ア)欄及びイ(ア)欄に係るもの 1回線ごと 2-1-1-1第 4欄ア(ア)欄及びイ(ア)欄に係るものの 1回線ごと 2-1-1-1第 4欄ア(ア)欄を係るものの 1回線ごと 2-1-1-1第 4欄ア(ア)欄を係るものの 1回線ごと 2-1-1-1第 4欄ア(ア)欄に係るものの 1回線ごと 2-1-1-1 第 4欄ア(ア)欄に係るものの 1回線ごと 2-1-1-1 第 2-1-1 第 1回線ごと 2-1-1-1 第 2-1-1						
SDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	(12)					
(13) DS L回線故障対応機能 協定事業者のDS LサービスにおけるDのの 1回線ごとに月額 33円		- 1200	るDSL回線の情	1 - 7 1 112	303円	
1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 返長では 1 回線では 1 返長では 1 返長では 1 回線では 1 返長では 1 回線では 1 返長では 1 回線では 1 返長では 1 返長では 1 回線では 1 返長では 1 回線では			レナに細体田料丸 1 端木凹球伝送機能		46円	
(13) DSL回線故 協定事業者のDSLサービスにおけるD				-月観	68円	
(13) DSL回線故 協定事業者のDSLサービスにおけるD SL回線の故障の発生原因を特定するた に月額 33円 53円 53円 53円 53円 53円 53円 53円 53円 53円						
障対応機能 S L 回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能 に月額 (14) 削除 (15) 光回線設備管理機能 協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 1回線又は1次長ごとに月額 (16) I P通信網回線で理機能 協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 1回線ごとに月額 (16) I P通信網回線で理を行うとともに網使用料を請求する機能 1回線ごとに月額	L					
(14) 削除	(13)					
(15) 光回線設備管理機能 協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 1回線又は 1波長ごとに月額 43円 75円 75円 1の線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線管理機能 理を行うとともに網使用料を請求する機能 46円 68円 1 回線では 1 回線でとに月額 46円 68円 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うを行うを行うとは 2 回線管理を行うを行うを行うを行うを行うを行うともに対する 2 回線管理を行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを		焊刈心饿能		〜月観		
(15) 光回線設備管理機能 協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 1回線又は 1波長ごとに月額 43円 75円 75円 1の線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線管理機能 理を行うとともに網使用料を請求する機能 46円 68円 1 回線では 1 回線でとに月額 46円 68円 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線では 1 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網使用料を請求する機能 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うとともに網 2 回線管理を行うとは 2 回線管理を行うを行うを行うとは 2 回線管理を行うを行うを行うを行うを行うを行うともに対する 2 回線管理を行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを行うを						
理機能 中継回線の情報の管理を行うとともに網						
(16) I P通信網回線管理機能 協定事業者のI P通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能 1 回線ごとに月額	(15)					
線管理機能 理を行うとともに網使用料を請求する機 に月額 <u>68円</u> 能		-エルス 付じ			/5円	
線管理機能 理を行うとともに網使用料を請求する機 に月額 <u>68円</u> 能						
能	(16)					
(17)~(17)-2 削除		小小日本工队化	_ =	1-71 ER	68円	
(17)~(17)-2 削除						
	(17)	~(17)-2 削除				

末回線管理機 能	の管理を行うととも る機能	号分岐端末回線の情報 らに網使用料を請求す	1光信号分 岐端末回線 ごとに月額	43円 	
(19) 光信号局内伝 送機能	光信号局内伝送路 により1 芯にて伝 送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に月額	403円 273円	
			1回線ごと に1メート ルあたり月 額	0.916円 1.295円	
線管理機能		房局内伝送路の情報の □網使用料を請求する	1回線ごと に月額		
(21) ~(22)削除					
(22) (23) 波長多 重機能	専らIP通信に 係る波長と専ら 映像通信に係る	ア イ以外の場合	月額	655円 2, 292円	
	放長とを多重する機能	イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額		
(23) (24) 一般収 容局 ル 接続 ルー テイ伝送 機能	タ優先パケット 識別 中	幾能を除き、LANイ J1Gbit/s の符号伝送	一般収容にI 収容に I 収容に I 収容に I 収とに 類額	954, 296円 1, 006, 286円	
(24) ~ (25) (25) ~ (26) 削除	_				
(26) (27) 特定光 信号端 末回線 管理機 能		允信号端末回線の情報 うに網改造料を請求す	1回線ごとに月額		

2-12 端末間伝送等機能

2-12-1 基本額

1回線ごとに月額

		区分			減額率	料金額	備考
末 的接続箇所) 間 表中第1欄で 伝 接続する場合	当社の 専用 サービ スと同	ア 一般専 用に係 るもの	(7) (1)	(イ)以外のもの 連絡調整業務な しの場合		専用サービス契約 約款の該当する基 本額から基本額に 減額率を乗じた額	
TiT1 i	ーなも の	イ 高速 ジェルに係る	(7) (1)	(イ) 以外のもの 連絡調整業務な しの場合	8. 6% 21. 6%	を減じた額	
		ウ 削除					

1回線ごとに月額

区分	料金額	備考
回線終端装置の部分の加算額	専用サービス契約約款の料金表を準用し ます。	

2-13 ルーティング伝送機能

2-13 70-7.	ィング伝送機能		単位	料金額	備考
区分 (1) 削除			中四	**************************************	1佣石
(2) 一般中継系ルー 交換伝送機能	-タ 一般中継局ル- 等により通信の 換及び伝送を行 機能(優先パク)交 fう	1 Mbitまで ごとに月額	0.000062933円 0.000091155円	
	トに係る交換及 伝送を行う機能 合む。)	なび イ 高優先クラス	ごとに月額	0.000062433円 0.000090431円	
		ウ 優先クラス	1 Mbitまで ごとに月額 1 Mbitまで	0.000058437円 0.000083919円 0.000049946円	
(2) 加小女性无具	5 航去继足工	フォートクラ ス	ごとに月額	0.000072345円	
接続伝送機能	ウェイとの間の信を伝送する機		1秒ごとに	0. 019520円	
信網県間中ターに網には、一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一	最い ・	もの (接続対象地域 は西日本全域 とします。)	1ポートご との100Gb/s の符号伝送 ごとに月額	7, 016, 667円 6, 460, 526円	IEをしる事にしすP接利で協業適ま。
すまじすり, X ミノ 弁成分	(1 b/s	場合 (1006 b/sの 特号伝 送が可能なも のにま す。)	1ポートご との100Gb/s の符号伝送 ごとに月額		IEをしる事にしすP接利で協業適ま。
し に す ろ さ さ	パトラ で	第5条(標準的な接続 所)第1項の表中第7 で接続し、優先クラス 対応した転送優先度 対応した取送優先 アを設定したIPパ シトに係る交換及び伝 を行う場合	ごとに月額	<u>0.00014152円</u> 0.00013039円	IEをしる事にしすP接利で協業適ま。
	箇月 - 2 続当 トン	第5条(標準的な接続 所)第1項の表中第7 欄(IP通信網間接 長置の他事業者側ポー 又は中間配線盤に限り す。)で接続する場合	1秒ごとに	0.000026494円 0.000024646円	

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

	区分	料金額	備考
能	協定事業者の設置する電気通信設備の 同期をとるために、当社のクロック発 振装置から発振したクロックを提供す る機能	38, 206円 29, 517円 	